

第二十八回
参議院商工委員会會議錄第五号

昭和三十三年二月二十七日(木曜日)午
後一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 近藤 信一君
理事 青柳 秀夫君
古池 信三君
阿部 竹松君
相馬 助治君

委員

大谷 實雄君
小滝 彬君
小西 英雄君
西川 弥平治君
高橋 進太郎君
高橋 衛君
海野 三朗君
阿 三郎君
島 清君
榊 繁夫君
加藤 正人君
豊田 雅孝君
大竹 平八郎君

國務大臣 通商産業大臣 前尾繁三郎君
國務大臣 河野 一郎君
政府委員 経済企画庁 長官官房長 宮川新一郎君
経済企画庁 調整局長 大堀 弘君
経済企画庁 総合計画局長 大來佐武郎君
通商産業省 通商局長 松尾泰一郎君

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選

○日本貿易振興会法案(内閣送付、予備審査)

○中小企業信用保険公庫法案(内閣送付、予備審査)

○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○經濟の自立と發展に関する調査の件(新長期經濟計画に関する件)

○昭和三十三年度經濟計画に関する件(昭和三十三年度經濟企劃關係予算に関する件)

○委員長(近藤信一君) これより商工委員会を開会いたします。

まず、理事辞任の件についてお諮りいたします。

本日付をもつて高橋進太郎君から、都合により理事を辞任したい旨の辞任願が提出されました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選を行いたいと思惟しますが、互選の方法は、慣例により、委員長の指名に一任願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(近藤信一君) 御異議なしと認めます。それでは理事に古池信三君を指名いたします。

○委員長(近藤信一君) 本日は、日本貿易振興会法案、中小企業信用保険公庫法案及び中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案が予備審査で付託になつておりますので、まずこれらの三案を上程いたします。提案理由の説明だけ聞かしまして、審議は後日に譲り、引き続き、經濟の自立と發展に関する調査を行い、公報でお知らせいたしましたように、新長期經濟計画等について經濟企劃局長及び政府委員から説明を聴取し、引き続き實質を行いたいと思惟しますが、この点御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それではこれより三法案について提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(前尾繁三郎君) ただいま予備審査に付託されました日本貿易振興会法案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明いたします。

今さら申し上げるまでもなく、わが國經濟の基礎を拡大し、その發展をはかりますためには、輸出を振興することが絶対的に必要であります。政府におきましては、つとにその重要性に思いをいたしまして、先般來輸出金融の改善、税制上の優遇等輸出を振興するに必要と思われる種々の施策の実施に留意してきた次第であります。しかしながら、輸出の振興をはかりましたためには、かかる制度的改正のみをもつては十分とは言えないのでありまして、海外市場の調査、國際見本市への参加、広報宣伝活動等のいわゆる貿易振興事業を強力に推進する必要があるでございます。

この必要性にかんがみまして、從來財団法人海外貿易振興会に対し補助金を交付し、これら貿易振興事業を実施させていたものでありますが、國際收支を根本的に改善し、わが國の經濟を長期にわたり安定的に拡大せしめる素地を作るためには、これら貿易振興事業を強力に実施する中核機關を設立し、その行方事業を大幅に拡充強化する必要があるものでございます。このため、政府におきましては、この貿易振興事業実施の中核機關として、今日提出いたしましたような日本貿易振興会の構想をとりまとめまして御審議をわすらすことといたしましたのであります。

すなわち、この法案は、以上の趣旨に従ひましてわが國の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施することを目的といたしまして日本貿易振興会を設立しようとするものであります。この事業の運営に際しましては、中小企業のための貿易振興に特に重点を置く所存であります。すなわち、中小企業に占めては、わが國貿易に大きな比重を占めているにもかかわらず、經濟的負担能力が乏しく十分な海外活動がでない実情にありまして、海外市場の動向把握とか商品

の海外宣伝等につき、特別の便宜をはかる必要があるものでございまして、日本貿易振興会の事業運営に当りまして、この点に遺憾なきを期する所存であります。

次に、この法案の要旨を御説明いたします。まず第一に日本貿易振興会の資本金は二十億圓とし、經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律により、その全額を政府が出資することといたしました。

第二に、振興会の役員としてしましては、理事長、副理事長、理事及び監事を置くこととし、理事長、副理事長および監事は通商産業大臣が任命し、理事は理事長が通商産業大臣の承認を受けて任命することになっております。

なお、振興会の行方事業が民間業界と特に密接な關係がある点にかんがみまして、民間学識経験者をもつて構成される運営審議會を設置し、振興会の運営に當りて、民間の創意を取り入れ、彈力的な運営をはかり得ますよう特に留意いたしました。

第三に、振興会の行方業務であります。日本貿易振興会設立の目的に従ひまして、おもな業務として、貿易に関する調査及びその成果の普及、わが國の産業及び商品の紹介宣伝、貿易取引のあっせん、博覧会、見本市等の開催または参加等の業務を行わせることとしたのであります。なお、これらの業務の実施に當りましては、中小企業のために重点が置かれることは、先ほど申し述べた通りであります。

第四に、振興会の財務及び会計であります。振興会は毎年、事業計画、資金計画及び収支予算につきまして、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。こととし、これを初めとして、振興会の財務諸表、借入金、重要財産の処分等についても通商産業大臣の認可または承認を受けなければならないこととし、また余裕金の運用につきまして一定の制限を付し、振興会の会計の適正化をはかった次第であります。

第五に、振興会は、通商産業大臣の監督に服するのであります。通商産業大臣は、振興会に対して監督上必要な命令を発し、または報告を徴し、所屬職員をして立ち入り検査ができることとしたまはしました。

最後に、振興会の設立に関する事務は、通商産業大臣が任命する設立委員に処理させることとしたまはしましたが、設立に当りまして財団法人海外貿易振興会の一切の権利義務を包括承継することとしたまはして、従来行なってきた貿易振興事業の継続に支障を来さないようにいたしました。

なお、このほか振興会に対する課税を減免するため、各種税法の一部改正を行ひまして、振興会の業務の運営に遺憾なきを期した次第であります。

以上、簡単にございしますが、この法律案及びその要旨を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

次に、中小企業信用保険公庫法案について、提案の理由を御説明申し上げます。

従来中小企業に対する金融対策としては、中小企業金融公庫、国民金融公

庫、商工組合中央金庫等の中小企業専門金融機関の貸出資金量の増大を初めとして種々の施策を講じて参つたのであります。元来信用力、物的担保力の不足のゆゑをもつて、通常の金融ベースには乗りがたい中小企業に対して、資金融通を円滑に行うためには、融資資金源の増大のほか、信用補完制度の拡充強化がきわめて必要とされるのであります。

この信用補完制度としては、現在中小企業信用保険特別会計による保証制度と信用保証協会による保証制度とがあり、近年その制度の改善が行われて今日に至つておりますが、その利用状況は飛躍的に増大し、制度発足以来昭和三十三年十二月までの利用額の累計は、保証制度において千五百八十四億円、保証制度において四千四百億円に達し、中小企業金融の円滑化のために多大の貢献を果して参りました。しかしながら、両制度の機能並びに業務分野については、かなり重複する面があるのみならず、また、その業務の運営及び事業経営の基礎となるべき資産の状況についても、なお幾多改善の余地が見受けられますので、信用補完制度の一その合理化と強化をはかるためには、両制度の機能並びに業務分野の調整を行うとともに、その機構についてもこの際臨期的な整備を行うことが適当であると考えられるのであります。

このような理由によりまして、先般金融制度調査会に諮り、このほどこその提案を得ましたので、政府といたしましては、その趣旨にのっとり、機構整備の面については、従来の中小企業信用

用保険特別会計を発展的に解消して中小企業信用保険公庫を創設し、昭和三十三年度において一般会計から八十五億円を出資し、その中二十億円を信用保証協会の保証の増大に充てるための原資としてこれに貸し付けることとし、中小企業信用補完制度に関する機構の強化と機能の拡充に資することとした次第であります。

すなわち、この法律案は、以上の趣旨に従ひまして、中小企業者の債務の保証等につき保証を行うとともに、信用保証協会に対してその業務に必要な資金を融通することにより、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にすることを目的としたまはして、中小企業信用保険公庫を設立しようとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明いたします。

まず第一に、中小企業信用保険公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金二十億円、経済基盤強化のための資金および特別の法人の基金に関する法律の規定により、政府から出資された六十五億円および中小企業信用保険特別会計から承継する現有資産の額の合計額をもつてこれに充てることとしたまはしました。

第二に、公庫の役員としましては理事長一人、理事三人及び監事二人を置くこととなつております。

第三に、公庫の行う業務であります。公庫の設立の目的に従ひまして、おもな業務としては、中小企業信用保険法に基く保証業務及び信用保証協会に対する事業資金の貸付業務を行はせることとしております。なお、業務の方法並びに事業計画及び資金計画に

つきましては、主務大臣の認可を受けなければならないこととしております。

第四に、公庫の会計であります。公庫の予算及び決算につきましては、公庫の予算及び決算に関する法律の定めるところにより、国会の承認を受けることになつており、利益及び損失の処理につきましては、損失が生じたときは利益積立金および資本金を取りくずして整理し、利益が生じたときは、資本金の減額分を埋めるほか、利益積立金として整理することとしております。また、余裕金の運用につきましてはすべて資金運用部に預託して行うこととしております。

第五に、公庫についての主務大臣は、通商産業大臣及び大蔵大臣とし、両大臣がその監督を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。なお、保証制度の業務分野の調整につきましては、中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を引き続いて提案いたす所存であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたす次第であります。次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

中小企業金融公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給するため、昭和二十八年八月政府金融機関として設立されて以来、主として中小企業の設備資金の供給を通じてその合理化、近代化の促進に重大な貢献をしてきたのであります。が、中小企

業の資金需要増加に伴い、その事業規模も逐年拡大の一途を辿り、その貸出残高は昭和三十三年一月末現在で約八百四十億円に達することとなりました。

しかしながら、最近の目ざましい経済事情の進展に伴い、中小企業の合理化、近代化を促進する必要性がさらに強まりつつある現状にかんがみ、中小企業金融公庫がこの面において果たす役割もますます増加するものと考えられますので、政府は昭和三十三年度の財政投融資計画におきまして、同公庫の貸付規模を本年度より増加して五百七十億円程度とするよう配慮した次第であります。このような貸付規模の増加に伴い、公庫の業務を円滑に遂行するために、その機構を充実強化する必要があると考えられますので、この際中小企業金融公庫法の一部を改正し、もつて業務拡大の実勢に即応せしめたいと考える次第であります。なお、この際貸出の対象についてもあわせて所要の改正を行ひたいと考えております。これが本法案を提案した理由であります。

次に、本法案の概略を御説明申し上げます。

第一は、公庫法第二条に規定する公庫の貸出対象のうち、環境衛生同業組合及び同連合会に関する規定について改正を行うこととあります。環境衛生同業組合及び同連合会は、昭和三十三年九月、環境衛生関係営業の適正化に関する法律の施行により、中小企業金融公庫の貸付対象となつたのであります。が、これを貸付対象とした趣旨は、その組合及び同連合会が中小企業者を主体として構成されているものであるか

らであり、従つて、この際これを明確化するため、その直接または間接の構成員の三分の二以上が、常時三十人以上の従業員を使用する者であるものを貸付対象としようとするものであります。

第二は、代表権を有する副總裁を置くこととあります。中小企業金融公庫の業務は、前述のように資金量の増加に伴い逐年増大しており、その内容も複雑多岐にわたると同時に、その機構も充足當時に比較して著しく拡大している現状にかんがみ、今般代表権のある副總裁を置きまして、機構の充実ははかり、もつて公庫業務をその実情に即応して円滑に遂行し得るより、その体制を整備しようとするものであります。

以上が、法案の内容の概略であります。何とぞ慎重審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

○委員長(近藤信一君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。が、審議は後日に譲ります。

〔速記中止〕

○委員長(近藤信一君) 速記起して。

○委員長(近藤信一君) それでは次に、経済企画庁長官の説明を求めます。

○國務大臣(河野一郎君) このたび、参議院商工委員会が開催せらるるに当りまして、企画庁長官としてわが国経済の運営に關し、主として来年度の基本構想及び長期経済計画の観点より一言ごあいさつ申し上げたいと存じます。

まず、来年度の経済運営の基本的構想について申し上げます。昭和三十三年の経済の推移を見ますのに、前年度からの高度の成長のため、国際収支の急激な悪化を招き、昨年五月以来、金融引き締め措置を初めとする緊急総合対策を実施して参りましたが、最近に至るまで、全般的には順調に政策の効果が具現せられて参りました。すなわち、最近におきましては、生産調整が進展いたしましたとともに、設備投資も急減いたしました。鉱工業生産は、年度当初の異常な生産上昇が鈍化し、年度間を通じ、前年度に対し一〇〇程度の増加となる見込みであります。また、卸売物価は、昨年四月の最高時に比して、食料を除き一割程度の下落を示すに至つております。さらに国際収支は、輸出が高水準を続け、本年度間を通じて二十八億三千万ドルは十分達成できる見込みとなり、輸入は漸次減少しておりますので、実質一億三千万ドル程度の赤字に圧縮できるものと見られ、予想外の改善を見るに至りました。

かように最近の国内経済は着実に調整過程が進行して参りましたが、今後内外の経済情勢の推移には微妙なものがあつて、思ひますので、その動向には一そう注意いたしまして、機動的、弾力的政策をもつて対処して参りたいと存じております。

かような観点から、私は内外の経済動向を一そう精密かつ的確に把握いたしましたとともに、各般の経済施策が的確な経済見通しに立脚し、しかも、景気の局面に即応して弾力的に運用される必要を痛感するものであります。このため昭和三十三年度におきまして

は、以上の趣旨にも沿つて経済企画庁の機能の拡充強化をはかることとし、所要の改正法案を目下本国会に提出している次第であります。

さて、昭和三十三年の経済について申し上げますと、国際的には、米国の景気の低迷、西欧経済の調整継続、後進国経済の購買力不足等の事情があり、世界経済のなめとなる米國経済につきましては、何らかの景気調整対策が講ぜられるといたして、年度内に世界経済全体として再上昇を期待できるかどうかは、なお今後の情勢の推移を待たなければなりません。他方、国内的には、経済活動の調整の余波がある程度存続することが予想され、今後経済の安定と均衡を回復して参りますためには、従来のような高度の経済成長率を期待することは困難であります。かような内外の経済情勢にかんがみましますときは、国内的な面で経済諸因を過度に刺激するようなことがありますれば、再び対外均衡を失うおそれなしとせん。

従いまして、当面の経済計画といったしましては、対内外の均衡をはかりながら、輸出の伸張を中軸として着実な経済成長を実現いたしますとともに、この間において、さきに決定した新長期経済計画の要請を極力充足することを基調としなければならぬと存じます。この見地から、昭和三十三年度経済計画の大綱を、本年一月三十一日策定いたしましたのでありますが、昭和三十三年度経済諸目標は次のように実現されることを期待いたしております。

すなわち、貿易につきましては、輸入は三十二億四千万ドル程度と見込まれ、輸出は三十一億五千万ドルの目標をぜひとも達成いたしましたして、国際収支では、貿易外収支を含め、実質で一億五千万ドル程度の黒字を確保することといたしております。また、民間投資は多少の減少はありますが、政府支出は若干増加し、消費も健全ながら所得増加に伴つて幾分増大し、輸出の伸張と相俟つて鉱工業生産水準は、昭和三十三年度比で四・五〇程度の増大となり、他方、農林水産の生産水準も豊作といわれた昭和三十三年度比で一・四〇程度の増加となる見込みであります。卸売物価は、年度間を通じて、おおむね現在程度の比較的低い水準で推移するものと考えられます。さらに、雇用者数におきましては、前年度に比べ、六十五万人程度の増加が期待されます。以上の結果、国民総生産は約十兆二千億円となり、前年度に対して実質三〇程度の経済成長を見ることとなりますが、この国民総生産の規模は、新長期経済計画が昭和三十三年度において想定いたしました水準にほぼ合致することとなるのであります。

ところで、わが国経済が長期にわたつて安定した発展を遂げるためには、長期的観点からわが国経済の特質に基づく問題点とその解決の方向を把握し、所要の施策を総合的かつ着実に実施して参らねばならないと存じます。ことに、昨年の貴重な体験にかんがみまして、過度の経済の動揺はこれを避けながら、年々適正な規模と速度の経済成長を確保して参りますためには、今後政府、民間企業、国民の全体を通じてその経済活動の基準となるものが必要であります。

このような観点から、民間有識者多数の御検討を経て、昨年十二月新長期経済計画を決定した次第であります。本計画は、完全雇用への接近と国民生活水準の着実な向上を念頭といたしまして、昭和三十三年から三十七年度にいたる五カ年間に於いて、年平均六・五〇の経済成長を持続し、最終年度においては、昭和三十一年度比で、国民総生産で四〇・〇、一人当たり消費水準で三八・〇、輸出規模(通関ベース)で八二・〇の上昇をはかり、雇用者は約五百万人の増加を期待することといたしております。

もとよりこの経済成長率は雇用の面からは極力高度なものであることが望ましいのでありますが、国際収支や資本蓄積の制約等からいたしまして、この程度が安定的な経済成長の限度と考えられるのであります。しかも、本計画の達成は、政府や国民の特段の努力を前提といたしておりますので、政府は国民各位の御協力のもとに、その実現のために全力を傾注して参る所存であります。すでに明年度予算の編成に当りまして、この計画推進のきざである輸出の振興、道路の近代化を中心とする輸送力の増強、科学技術の振興、中小企業及び農業対策等につきましては格別の配慮を加えた次第であります。政府は、今後ともこの計画を指針といたしまして、各般の施策に反映させるとともに、実績との検討結果を公表いたしまして、常に計画達成への努力を怠らない決意でございます。

以上、簡単ながら経済企画庁長官として所信の一端を申し上げた次第であります。が、今後の経済運営に当りましては、委員各位のなお一そうの御協力をお願いいたす次第であります。

○委員長(近藤信一君) 次に、経済企画庁関係の予算について官房長より説明を願います。

○政府委員(宮川新一郎君) 経済企画庁関係の予算につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

経済企画庁全体といたしましての三十三年度予算要求額は、総額二十九億九千五百二十五万八千円でございます。前年度予算額二十三億二千四百七十六万九千九百円に比較いたしまして六億七千四百八十八万九千九百円の増額に相なっております。

この内容を項目別に申し上げますと、経済企画庁の欄におきましては、ここに計上いたしております経費は、企画庁の一般庁費、運営費並びに長期計画、年次計画の策定に伴う経費、国際経済協力その他基本的な経済政策の立案に要する経費、並びに経済動向の調査分析、経済白書等報告書の作成に要する経費でございます。総額来年度要求額は二億八千九百九十五万二千円でありまして、前年度二億四千六百五十万五千円に對しまして三千四百四十四万七千九百円の増額に相なっております。

このうちおもなものを申し上げますと、経済動向の調査分析を的確に行いますとともに、基本的な経済構造、経済循環を基礎的に研究いたしますために一局を増設することといたしまして、定員増加三十名を要求いたしております。この関係の経費は千三百八十六万三千円でございます。さらに、海外経済調査を充実いたしますために七百一十一万四千円を要求いたしております。前年度より二百十三万円の増額に相なっております。さらに、景気観測を強化いたしますために、二千

二百三十四万八千円を要求いたしまして、前年度に比しまして一千六百六十三万円の増額に相なっております。なお、金額は小そうございますが、経済企画庁長官に對して経済動向の分析、経済運営の基本的態度等につきまして意見を申し上げる機関といたしまして、非常勤の参事三名を配置することといたしまして、この関係の経費が三十六万計上いたしております。さらに、新しい局の運営費といたしまして、四百四十八万五千円を要求いたしております。

前年度より減りましたものは、三十三年度で終了した国富調査の関係の六百九十三万二千円が減っております。その他、事務運営を効率化する意味におきまして、若干の節約を加えまして、総額におきまして三千四百四十四万七千九百円の総額に相なっております。

第二に、国土開発調査費の項におきましては、前年度千五百九十七万四千円に對しまして、三十三年度千九百七十七万八千円計上いたしました。三百八十八万四千円の増額に相なっております。この経費は、国土総合開発法、電源開発促進法、離島振興法等の法律の運営に要する経費、並びにこれらの法律に基きます各種審議会の運営に要する経費でございます。なお、この項におきましては、三十三年度におきましては新しく九州の開発調査を行いますために、新規に五百万円を計上いたしております。

第三に、土地調査費の項におきましては、一億八千五百二十七万二千円を要求いたしまして、前年度に對しまして四百四十四万四千円の増額に相なっております。

最後に、離島振興対策事業費の欄におきましては、前年度三億八千六百六十二万二千円に對しまして、三十三年度要求額は三億九千九百二十五万六千六百円、五億七千八百九十四万四千円の増額に相なっております。この経費は、離島振興法に基きます、治山治水、港湾、道路等、国が直接工事を施行いたしますもの、並びに地方公共団体が行なうております公共事業、電気導入事業に對する補助を行う経費でございます。

この関係の経費は三十二年度まで各省、各庁に計上されておったのであります。この経費の総合的、統一的運営をはかりますため、三十三年度より経済企画庁に一括計上することといたしまして、各省、各庁に移しかえりて、予算を実施していく、こういうことにいたしておるのであります。

第四に、国土総合開発事業調整費といたしましては、前年度五億に對しまして、三十三年度要求額は五億五千万円を計上いたしまして、五千万円の増額に相なっております。これは国土総合開発法に基きます開発事業を行います経費でございますが、原則として各省、各庁に公共事業費として計上いたしてはありますが、全国的に各省庁に計上された事業費を調整するための費用として計上しているものでござい

ます。これは、国土開発並びに保全その他国土の利用の高度化をはかるために、国土調査法に基きます、基準点測量でありまして、土地分類調査でありますとか、水調査を地方公共団体に委託いたしますとともに、地方公共団体が行なうております国土の調査を補助するための経費でございます。

簡単に申し上げますが、経済企画庁関係の予算を申し上げます。以上で説明は終了いたしましたので、引き続き質疑を行います。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○阿部竹松君 経企長官にお尋ねする前に、この今の御説明の内容と違ひまするけれども、経企長官になられて、われわれの委員会においでになるようになってから、経企長官は一ぺんもお約束を守ったことは全然ないわけですね。特に例を上げてみても、前回の委員会のごときは、一週間も前から約束をしておったわけですね。ところが、われわれ議員が全部集まってみると、経企長官はさう神奈川に行きました。何で行ったかと言ったところが、御親戚に御不幸ができたところとございまして、前々から経企長官に再三度してやられたこともありまうけれども、御親戚の不幸であればやむを得ないというところでわれわれは了承した。ところが、実はその点は、経企長官は東京におられたのだというのを聞いたわけですね。でございますから、われわれは理事会としていろいろな日程をきめて、同じ委員の人と話をするのにも自信を持てない。ですから、私は今後そういうことがあつては絶対困ります。当時の模様を明確に経企長官からお話を願います。

○國務大臣(河野一郎君) 大へん御迷惑をかけまして相済みませんが、ただいまの件は、東京におりましたことは間違ひでございまして、急に不幸があらまして、小田原の方に帰っておったことは間違ひございません。

○阿部竹松君 そうしますと、ある会合があつて、経企長官がそれに出席したということが新聞に出たので、僕はびっくりしてそれを調べてみたところが、確かにあったという話を聞いたけれども、私の所聞したのは、全然うそであつたということになるわけですね。

○國務大臣(河野一郎君) どういう間違ひか存じませんが、私は十一時半ごろ東京を出発いたしまして、小田原の方に参りまして、夕方おそく東京へ歸つて参りました。

○阿部竹松君 まあ、間違ひであれば、けつこりですが、再三再四そういうことがございましたので、今後もういふことをやられては、委員会を無視するとか侮辱するとかいふことは私言いませんけれども、しかし、会期も短くなりましてから、今後はそういうことのないように特段に一つお願いをしておきます。

そこで、二、三点お伺いしたいのですが、基幹産業の問題と電気の問題と金融の問題と、この三点にわたつてお聞きします。

第一点は、電気の問題ですが、昨今の今ごろ、これは当委員会が決定し、本会議で定めることではありませんけれども、北陸電力と東北電力から電力料金の値上げが出ました。電気料金を値上げしてもらつては困るというところは、衆参両院で相当議論になつたわけですね。これは御承知の通り、最終的には通産大臣の行政措置としてやられるのですから、一四〇幾らにするというところに一応落ちついたやうでした。ところが、一週間前の新聞を見ると、あなたは電気料金値上げをしなくてもやっ

ていけるのではないかと、いろいろな記事が、新聞紙によつては多少違ひますけれども、出ておりました。私どもとしては、電気料金値上げ絶対反対です。から、長官のおっしゃるようによければ、これはけっこうなことである。しかし、ただそのうちで通産省と意見の一致を見ないといふことや、あるいは閣内不統一だといふことも出ておりましたし、そういうことがいろいろと伝わるわけでございます。その間の内容を少しお伺いしたいと思います。

○国務大臣(河野一郎君) 御承知の通り、私としては長期経済計画を策定し、これの基礎を強固にいたしますために、努めて物価の安定を意図いたしておるわけでありませう。そのときに、さらに本年四月一日から残金の東北、北陸電力が電力料金の値上げをするといふことに相なつておることは、御承知の通りであります。そこで、一般業界の方面から、政府の方針が物価の引き上げは困る、なるべく下げようといふに、安定するようにといふことであるにもかかわらず、これら基幹産業が、このときに、電力料金の引き上げになるといふことは非常に困るから、何とかこれに對して善処するようにといふ御要望が非常に多いわけでありませう。

そこで、私としては、ごもつともな御意見であるといふことにかんがみまして、これから両電力に對しまして、昨年一ぺん認可したことでございまして、その後の政府の経済政策が御承知のようなことになつておるのをごさいますから、この政府の政策に御協力を願うように、両電力にとく

と御懇談申し上げたい。なるべく御懇談申し上げて、政府の意のあるところを御了承願うようにいたしたいといふことを考へておつたのでございませう。また、衆議院の通産委員会におきまして、この点についての御発言がございまして、私はこの趣意を申し上げてお答えをしたのであります。同時に、通産大臣に對しては、私は事情を申し述べて、いろいろ際であるから、一たんきまつておることであるけれども、何とか両電力の御考慮を願ひ、あわせてまた、一方電気料金の委員会を作つて、委員会において適正な料金の算定を検討中であるから、その結論の出るまで一つ待つてもらうようにいたしたかどうかと思つたが、どうだろうかといふことで、通産大臣とも御懇談を申し上げました。通産大臣におかれましては、従来の通産省の通で参りました行政処置もございませう。今にわかに通産当局からそれを発意し、その処置をとるといふこともどうか、これは企画庁長官として、物価政策その他を担当しておられます者として強く主張せられることについて、自分の方も異存はないといふこと

で、まあまあ両大臣よく調子をそろえて、一つ所期の目的を達成するようにして、いこうじゃないかといふふうになつておるわけでございます。両大臣の間に意見の相違もさうあるわけでもございませうし、その間十分意見の交換をいたしつつ善処いたして参りました。こう考へておるわけでございます。

○阿部竹松君 河野長官はどういうお考えか別として、私どもは長官のおっしゃる通りに電気料金を下げてほ

しいと、あるいは上げてはいかぬといふ説には賛成です。ただ、去年のその問題が起きたときの内閣の総理大臣が岸さんであり、自民党さんであつたわけですから、そしてそれは、私はつきり記憶しておりますけれども、公益事業の二十九条か三十条の二項目か三項目に、とにかく端的に申せば、実質は当然電気料金として取つてよろしいといふことになつておるわけですよ。ですからあなたのお説でいくと、物価が下つたとか、賃金が安くなつたとか、こういうふうな理屈がつけば、それは違ひますけれども、一四〇幾ら、これは当然公定相場である。これだけかかるのだ、これだけ認めてやらなければならぬといふような数字なわけですよ。五カ年計画に従つてそれが安くなるという筋合いのものじゃない、公益事業令でござまつておるのですから。ですから、あなたのお話がスタンダード・プレーであるか、あなたのお話が実際の通でござれば、昨年の通産大臣の水田さんがわれわれをごまかした、こういうことになるわけですよ。この点はどうか。

○国務大臣(河野一郎君) 御承知の通り、われわれは昨年半ば以後におきまして各種の施策を講じた結果、現に、まあ直接電力に關係ないといへばないものが多いかもしれませんが、一般物価が、生産資材において一割程度の値下げになつておるわけでございます。一般消費者の小売価格におきましても、ごく最近の傾向としては、これは下降線をたどつておるわけでは、これだけでございませう。そういう経済情勢にありませう。そういう経済情勢にして経済政策をそういうことに変えた

のでございませうから、そういうことに政府が経済政策を変えて、これから運営していかうといつたしております。きには、当然こういう業界の諸君に御懇談を申し上げて、御協力を願うといふことは、私は正しい処置ではないかと考へて努力いたしてみたいと、こう考へておるのをごさいます。ぜひ、決してスタンダード・プレーとかなんといふことよりも、四月一日の問題でございませうから、結論がすぐ出るわけでございます。それから、現に、新聞料金にしましても、ラジオの聴取料にいたしましても、その他電車賃にいたしましても、可能なものについては御協力を願つて、現にやつておるわけでございます。それから、ぜひ実現いたしたい、こう考へておるわけでありませう。

○阿部竹松君 長官は、あらゆる物価が一割下つた、こうおっしゃるけれども、それは中小企業がもう金難でつぶれていくといふときは、ダンピングするのですから、当然一割も二割も安いものもあります。しかしそれは倒れていく、倒産する店とか会社の品物であつて、一切のものが安くなるというところは考へられませうし、また安くやつておるといふ、一割といふ根拠を、長官はどこから出してお話しなされるかわからぬけれども、小さい例をとつても、ふろ貨にしたつて、電気料にしたつて、あるいはとうふのはてまで高くなつておるといふことは、長官はお知りにならないかもしれませうけれども、われわれは知つておる。しかし、そういう電気料金を上げてはいかぬといふ説については、はくも全く賛成です。四月一日まで一つ格段の長官の努力を期待して次の質問をいたします。

次に、石炭ですが、昨秋、長官が北海道に行かれて、遊休鉱区とか休眠鉱区、眠つておる鉱区、これに政府が金をつぎ込んで新鉱開発をやつて、石炭のコストを安くするのだといふような方針を打ち出して、北海道へ行かれたときに、北海道の夕張に泊つて、朝になつたら、これは私の考えは間違ひであつた、今ある既存の設備に金を出すべきだといふことに改められたと言つて、方針を変られたといふのですが、将来の石炭政策はどういふふうになされるか、その点をまずお伺いします。

○国務大臣(河野一郎君) 私はあまり石炭とか電力とかいふものに從來深い研究もいたしてありませんでしたので、まず、しろうと論ではございませうが、非常に遊休炭田が多い、鉱区が多い。にもかかわらず現在の出炭量はあまりにはばかしく少ない。ことに、原子力の時代を想定できる今日において、わが国の地下資源はこれを火急に掘り出して、そろしてなるべく重油に置きかえることは一番つこうな道であらうといふことで、もし石炭業界がこれに協力ができぬのならば、政府みずからでもやる必要があるのじゃないか、こう考へておつたわけでありませう。ところが、北海道に参りまして、現地の各炭鉱の、何と申しますか鉱山の主任級の技術屋さんその他、実際山におられる諸君と一夕懇談してみまして、ところが、石炭の出ない原因はさうじゃないのだ。現在までの政府の施策において遺憾な点があるのだ。たとえば、財政投融資にしても、貸付の年限が非常に短かい。それから石炭は少し出回ればすぐ値が下つて非常に不安定である、と同時に、一方金融界の方から見

ば、石炭が一番ストが激しいので、非常に投資の対象としては不安定であるといふような点に原因があつて、どうも石炭業界ははかばかしく進展していかないのだといふようなことを、るる各方面から聞かされたので、それならば、まず第一に、現在の炭鉱の経験のあるものに融資をしますと聞かせるといふことが、先決問題だ。あなた方が十分掘つていただくならば、政府みずからやるよりも、それはむしろ民営の発展はわれわれの望むところであるといふことで、私はまず第一、次的には、現在の石炭関係者の諸君に、政府から必要な財政投融資をいたしまして、そしてその他必要な処置を順次検討した上で出炭の増加をはかることが一番当面必要なことであるといふことに変えたのでございます。この点は確かにお話し通り、私は勉強をいたしました結果そういう処置をとり、にもかかわらず、鉄区の点で非常に支障がある、鉄区を持ちながら眠つておつてやらないといふようなことがあれば、第二段としては、当然政府としても必要な措置をとらなければならぬだろうとこう考へております。

○阿部竹松君　そこで、御方針をお変えになった理由はわかりましたけれども、しかしその変えられて、変えられた結論が、これは直接経済企画庁長官の管轄でない、あるいは通産省の管轄でしようから、通産大臣の責任がもしもせんでしょ、その変えられた結論が一つも通産省の予算に盛り込まれていない。あなたが北海道へ行つて堂々と新聞に出し、皆さん方の前で発表し、そういうことが私、明確になつたものですから、少くとも自由党内閣で、岸

さん以上の実力者である河野さんのお話しであるから、本年度の予算に何らか違つた形で出てくるものところいうように思ひましたが、全然そういう予算は、通産大臣からいただいた文書あるいは予算書では見られませんでした。

それからもう一つあわせてお伺いしたいのは、昨年度のあなたの方の経済企画庁で計画した石炭の使用量は、日本全体の総体的な需給量は五千二百七十万トン、こういうことで、あなたの方で計画を立てた、通産省にやれといふこととお互いにやつたところ、現在では一千万トン近くの石炭がだぶつておる、あなたの方の経済計画といふのはそのときにすでに破れてしまつた、こういうことについてはどうお考へになるのですか。まさか東支那海に行つて埋めるというわけにはいかぬでしょう。

○国務大臣(河野一郎君)　石炭はその後非常に条件がよく、出炭量も増しております。また、一方天候に恵まれまして、電力界の使用量も減つておると思ひます。それからあわせてまた一方におきましては、経済情勢を緊縮といひますか、角度を変えたことのため、使用量も減つております。一時的現象としてそういうことが現われてきたかもしませんが、私といたしましては、努めて国内にある石炭を優先的に動力源に使用すべきであつて、その不足分を重油に待つという施策をとつて参りたい。従ひましてこれはすでにその当時重油の輸入為替等も決定済みであつてありますので、今一時的にそういう現象も出ておりますけれども、しかし、長きにわたりますしては、その基

本方針を立て、その基本方針の上に沿つて經營されるようにしたい、こう考へております。

○阿部竹松君　その方針は方針でけつてですが、しかし、実際問題として石炭が一千万トン近くあつても、三百万トンぐらゐ余つておる。そうすると、經營者はあなたの方の計画に基いて、これだけ政府は石炭が要するといふのだから、石炭を掘る設備を増したり人間を増したりしてどんどん掘らせ、今度は石炭が日本中にだぶつておる。經營者はこれは今まで一千万トン出したところが、七百万トン、こういうことになる、經營者がまず第一番締められる。それで經營者もたまらぬから労働者の首切りをやる、あなたの方の言ひのいいが、そのしわ寄せが經營者に来て、最後の段階で労働者にいくといふような、このように無計画でやつてもらつて困るわけですね。しかし、現実の問題として無計画ですから、石炭が三百万トン余つておるといふ今日の実態ですよ、これをどうするのですか。

○国務大臣(河野一郎君)　今申し上げましたように、こういう事態はそうたびたびあることではないのであります。雨が降るとか降らぬとか、天候が暖かくて雪どけが多くて水力電気がたくさん稼働したといふようなことは、これは計画に盛り込みません。ところが、たまたまそういう事態のあることがある、それと今回、経済の状況が一時期急激に発展したものが押えられて、稼働が減つてきておるといふようなことがあつて、今のような石炭事情にあるといふことは、私は業界にも御了承願へるのではないかとと思ひます。し

からばこれをどうするかといへば、何と申しましても重油の使用量が御案内の通り非常にふえてきておるのでございますから、この重油の使用量においてこれを加減して、そうしてなるべく石炭の需要にこれを切りかえていくといふことに参れば、石炭は幾らあつても余るといふ事態は私はないのだと、ただし、今言う通り季節的にもしくは問題のありましたときに多少の増減はあるのでございまして、けれども、これは大局から見れば、決して多過ぎて余つておつて、これは東支那海に埋めるとか埋めぬとかいふ問題じゃない、これはまあこういうことを申し上げておつた、これは米が余つてしまつた、戦前の食糧問題は、米が余つてしまつた、戦後の食糧問題は、幾ら米が取れても取れ過ぎることはないといふことと同じでございまして、これは外からの食糧の輸入を押さえればよろしいこととございまして、それと同じように私はなるべく国内の食糧は増産されることをよくしたいのであり、石炭もなるべくたくさん掘られて、それによつて重油が少しも押えられれば大へんけつこうなことではないかと、こう考へております。

○阿部竹松君　雨が降つて電力会社が石炭を使わなかつたから百万トン余りました、百五十万トン余りました、こういうのならわかりました。しかし、石炭を使わなかつた、電力会社の貯炭量は百八十万トンですから、根本問題は昨年長官のころの、内閣で決定したところの、国会で何十日もかかつて、んやんやんやつて審議して決定した予算が、あなたの方の行政措置で

一五%の引き締めをやつたために、影響して今日の状態になつてゐるのです。ですから僕は天候が不順とか、そういうことでやつたのであれば、これは長官の責任だとか岸さんの責任だと言ひません。しかし、あなたの方で昨年からとつてきた経済政策がそのなるから、今年だつてどんなことになるかわからない、また、国会が終つたとたん一〇%の引締めだと言われても、これは道義的な責任は私たちは追及できませんが、法律的には追及できない、こういうことになるから心配するのですが、そこで、御承知の通りの石炭事情であります、外国炭に対して本年はどういうふうにかつてゐるか、重油の点はわかりましたか。

○国務大臣(河野一郎君)　工業上必要なものにつきましては別でございまして、けれども、先ほど申し上げましたように、なるべく国内の石炭を優先的にこれを使用するように、為替の面その他について考慮して参りたい、こう考へております。

○阿部竹松君　そうすると、本年度は原料炭を幾ら、それからその他の一般炭は幾らという計画はできておられますか、あなたの方の五カ年計画ではできておられますか。

○国務大臣(河野一郎君)　政府委員からお答えいたします。

○政府委員(大來佐武郎君)　五カ年計画は三十七年に終りまして、千百万トン足らずの石炭を輸入するようにいたしておりますが、これはほとんど大部分が製鉄用粘結炭でございまして、国内に産出しないう炭質でございまして、その範囲は輸入しなければならぬいかと考へております。

○阿部竹松君 それは粘結用炭で、一般炭は輸入しないという方針ですか、昭和三十三年度は。

○政府委員(大來佐武郎君) ただいまの数字は三十七年度の数字でございます。

○阿部竹松君 三十三年度を聞いています。

○政府委員(大來佐武郎君) 三十三年度の数字は、さつそく調べてお答え申し上げます。一部一般炭も入っているかと思ひます。

○阿部竹松君 長官の御答弁であれば、それはあとで調べてからという答弁でも僕は納得いたしますが、政府委員が三十三年度に、日本の輸入のドルの相当額を占めるあの石炭が、調べなければわからぬというような政府委員じゃ實に遺憾だと思ひます。

もう一つ、あなたの方の五カ年計画を讀むと、五年後に石炭は電力ではどれだけ使つて原子力ではどうか、そういうことをちよつともう一度聞かしてくれませんか。

○政府委員(大來佐武郎君) 実は私、長期計画担当なので失礼いたしました。が、輸入炭を三十三年度といたしました。では、約六百万トンと想定しているわけでありまして、それから三十七年度のエネルギーの関係は、原子力の方は、まだあまり確定的でございませぬので、場合によつては十五万キロぐらいのものができるかもしれないが、これはしかし、全体の年次供給力の上から言へばほとんど問題になりませんので、五カ年計画におきましては一応三十七年度には原子力発電を数量的には見込んでおらないわけでありまして、全体といたしましては石炭を六千四百万

トン掘りまして、電気の方では千九億キロワットアワー、これだけの電力量を予想しているわけでありまして、石油といたしましては約二千九百万キロリットル程度の消費を考へてゐるわけでありまして。

○阿部竹松君 今お聞きしたその六千万トンというのはあれでよろしう、本年一年の全体の消費量でよろしう。

○政府委員(大來佐武郎君) 六百万トンです。

○阿部竹松君 三十三年度の石炭輸入が六百万トン……。

○政府委員(大來佐武郎君) 六百万トン。

○阿部竹松君 六百万トン……、原料炭がどうかをさつそくやわかりませぬ、本年度は五百九十万トンですか。

○政府委員(大來佐武郎君) 三十二年の実績見込は約六百万六十万トンになつております。

○阿部竹松君 そこで本年ですら、これはさいせん長官の話しにもありましたが、雨が若干順調だったかもしれないが、三百六十万トンもだぶつてゐる。そこへ持つてきて、昨年度よりいけい入れるという計画でありますから、多少雨が順調に降つても、これは膨大な石炭が余る、こういう結論になる心配はあります。この点は長官御心配はな

○國務大臣(河野一郎君) 今年度の実績が六百六十万トンを大体見込んでおられます。来年度は六百万トンというところにしておられます。こういうことを言つておられるのです。これは要するに、石炭輸入にいたしましては、重油にいたしましては、四半期ごとにこれを割り当てて為替の方は切つてゐるわけ

でございますから、今後の推移によりまして善処して参るということの基本の考え方に、計画は一応立てておられますが、基本の考え方といたしましては、そのときの情勢の実情に依つてやつて参りたい。なるべく入れられるものは少い方がよろしいという考え方でございます。

○阿部竹松君 本年度六百六十万トンというの、これは通産省の数字が間違ひかもしれないけれども、本年度六百六十万トン入つておられませんよ。私別に数字をどうのこうの申し上げませんけれども、もう少しやはり検討して、通産省とも連絡をとつて経済計画を立てていただきたい、こういうふうに思ひます。

その次に、本年度の今長官のお話しにもありました輸出入の問題ですが、三十一億五千万ドルですか、これについて完全に実行し得るかどうか。この点について若干お尋ねをしたいと思ひます。

○國務大臣(河野一郎君) これは三十一億五千万ドルにつきましては、いろいろ御意見がございまして、そんなにかななむずかしいという御意見が非常に多いのでございまして、さればというて、それじゃ三十一億五千万ドルではまだ少な過ぎる、もっと伸びるという御意見も実はあるのでございまして。政府といたしましては、これら各方面の意見を総合調整いたしまして、そうしてあらゆる施策を講じていくならば、大体この程度は可能であらう。と申しますのは、これを下げて安全性をとつて努力を怠るようなことがありませんれば、その結果、御承知の通り経済の成長率はもっと低めなければなりません

し、そこに雇用の問題も実は起つてくるわけでありまして。従つてわれわれといたしましては、政治の理想でございまして、そのころの、なるべく雇用の問題を有利に展開をしつつ、そつと経済の破綻を来さないように各般の条件を調整あそばさいたいとして、そうしてこころにわれわれの努力の結果としてでき得る可能な点を三十一億五千万ドルと算定をいたしておるのでございまして、むろん、これが安易な道であるとは考へておりません。通産大臣等の協力の努力によりまして、皆さんの御協力によつて、ぜひこの目標を達成するようにしていきたい、こう考へておるのでございまして。

○阿部竹松君 そこで、長官に再度お尋ねしますが、どうも三十一億五千万ドルという額ですね。これは国会答弁用語として作つたか、ほんとうにそうか、非常に私は疑うというよりも心配するわけですね。ということ、去年輸出入のバランスがとれないというふうなことで、池田前の大蔵大臣と大いに渡り合つたときに、それはドルで持つておつても、品物で持つておつても同じじゃないかという非常に樂觀論だったわけですね。しかし、私もがなんぼが、そんなものは通らなかつたのです。しかし六カ月もたたらぬうちに、あつたことになつたわけですね。今度の三十一億五千万ドルでも、これは南方の方も御承知の通り、私帰つて来た人にも聞いたのですが、あまり本年度より伸びるという見通しがないというお話しでした。中共もこれは長官御承知の通りです。ところが、アメリカですら、どうも本年度より長官は三分伸びるとい

う想定の方が、そう伸びるといふ状態にならぬだらうという、私、また聞きですからわかりませぬけれども、そういうふうなお話しなんです。そうすると、三十一億五千万ドルでもまだ伸びるといふ樂觀論者もあるという。その理論はどこから出してきたかわかりませぬけれども、私は長官の説は肯定することができません。しかし、自信と確信を持つておやりになるので

○國務大臣(河野一郎君) 今申し上げました通りには、これは政府一存で作り出した計画ではないのでございまして、これが三十一億五千万ドルは多過ぎる。三十一億五千万ドルにおさめることが適當であるという結論に立てば、結論に立つたようにすべてのバランスを出すわけにございまして。この長期経済計画は御案内の通り、相当多数の民間有識識の方々にお集まりを願つて出した数字でございまして、政府が一存で三十一億五千万ドルにしなれば都合が悪いからここにしておこうというので作つた数字ではないのでございまして、この民間で出て参りました答申案を大體政府の方も検討いたしました結果、おおむね妥協だらうというところで出た数字でございまして。でございまして、相當困難はございまして。困難はあることは初めから承知でございまして、いろいろな点でこれに努力しなげなればならぬだらう。元來が貿易の關係は戦前通りに戻るといふことはなかなかこれはむずかしいと思ひます。貿易の中に占める日本の貿易の地位を想定いたしますと、現在ありまする地位が非常に低いものですから、そこ

で、最近の貿易の伸張率を見ましても非常な勢いで伸びておるものでございいますから、そこで、国際情勢は必ずしも樂觀を許さぬけれども、この程度ならばまずまず努力すればいけるだろうし、またやればやれる数字じゃなからうかということ、ここに結論が出たこととございまして、結論を出してこれを目標といたします以上は、政府におきましてもこれにあらゆる行政の可能な点をしほりまして、そうして達成をするということに努力していきなさいという事でやっておりますわけでございしますから、どうかさよう御了承いただきたいと思ひます。

○阿部竹松君 その努力しなければならぬということは私わかります。しかし、その三〇％なり四〇％という数字は、これだけなければ日本の経済状態がだめになるからという数字じゃこれは困るわけです。やはり三〇％を増すためには、やはりあらさんさんのいわゆる情勢もあるわけですよ。日本の実情だけ判断して三〇％伸ばさなければならぬというのはこれは理屈にならぬ。三〇％伸ばすには、日本の国内の要素が半分と、取り引きするあらさんさんの要素が半分なければ、いかに河野さんが答弁なすつても、通産大臣を連れて来て答弁なすつても話しになりません。外国の事情はどうですかというのを聞きしている。僕が聞いたのは、アメリカさんの方にいってあまりけつこうじゃない、南方の方もあまりけつこうじゃない、もちろん中共はそうであるというふうなことになるかと、日本は確かに三十一億五千万ドル買つてもらいたか知らぬけれども、あらさんの方はそれはいかなかったら、三

十一億どころか三十億ドルもできない、こういうことになることを私は非常に心配するのですが、ただ努力しようとか、努力目標とか、シビアな数字だ、そういうふうなことは、日本の国内の判断だけでは困ります、対外の方はどうなんですか。

○国務大臣(河野一郎君) ございしますから、ただいま申し上げましたように、世界の貿易の現状から見ても、日本の貿易の占めておる地位は非常に低いと、これはみなごも一ぱい詰つちやつて、日本が飽和点に近いまでをやつておる、それを伸ばすということなら、非常にむずかしいということになりますけれども、全体の世界の物の動きから見て、日本の占めておる地位は非常に低いのでございしますから、かつて日本が戦前に経験したことも考えあわせますれば、まだまだ相当に伸びられる要素があるのじやなからうかと、これを今お話しのとおり、海外の事情が悪いじやないかとおっしゃいますけれども、それじや具体的に昨年に比べてことはこの点がございします、あの点がああだめだということがあるかという、なかなか困難ではありますけれども、まあたとえば中共貿易にしましても、せつかく各般の御努力によりまして鉄も一応話がついたと、その他の点についても決して暗い話ばかりではない。中共の協力も得られる格好になっておるわけでありまして、対

ソ貿易にしても昨年に比べれば決してまずいわけじやない。対米貿易にしましても、一部取り立てて品目によつてはやかましいものもありますけれども、他の問題になつていないものにつましましては、決してこれが萎縮してお

るわけじやない。欧州方面も悪いとは言いがらぬ、たとえば今までなかつたようなものでも向うに行こうとしております。日英の通商協定にしても、決してこれが萎縮傾向にあるのじやないであつて、私は今取り立てて悪い点は、ちつともないことはございしますけれども、その半面においていい面も決してないわけじやない。樂觀論を申すわけじやありませんが、その努力のいかんによつては、やれる可能性はあるものだということが、各方面の意見の総合的な結論だ、こう思うのでございまして、さればといつて放つておいてできるものかという、決してそういうものじやない。国内の物価も、先ほどお話しございましたが、私の申しますのは、生産資材の卸売物価の物価指数が統計が出ておるわけでございます。その統計が今私が申しますように、おおむね一割程度の引き下げになつておるのございまして、この物価は国際物価に比べて国際物価を下回る数字が出ておるわけでございますから、そういうふうに物価の傾向としても、昨年に比べて輸出のしやすい物価水準にきておる。生産の面においてもそういう点にきておるといふことで、条件が悪いものばかりあるわけじやないのございしますから、努力のいかんによつたらできるのじやなからうかと、こう考へておるわけでありま

す。

て、国会を混乱させないようにつつお願いしたいと思ひます。ただ、私は、その長官は全部おれたただけでめめたのじやない、あらゆる民間人とか、学識有識者を集めていろいろと討議して結論を出したというのですが、僕は決して長官のことをかんぐるわけじやないのですが、長官は、たとえば独禁法改正の審議委員のメンバー見て、もう全然このメンバーじゃけしからんというよりなこと、独禁法改正したいという人ばかり集めて、これで独禁法改正委員会作つて、独禁法改正やつたでしやう。笑いごとじやないのだ。あんたそんなことを言つて笑つておるけれども、あんたも、独禁法改正の委員だつて、見て、いやなやつをオミットして独禁法改正してもらいたいという人、そういう人ばかり集めて民間人、有識者集めた、今度の輸出三十一億五千万ドルどうするかなんていって、僕らのようになむずかしいことを言うやつは絶対集めんで、あなたの好きな人だけ集めて、これで結論でございしますと云つたつて、これはとても話しにならぬのだから、ただあなたは国会答弁用語として、そういう連中を集めて、そうして、きめておるだけであつて、しかし、まあ、河野長官のお手並みを拝見するといふことで、次に移ります。

○阿部竹松君 今の長官は手放しの樂觀論者ですよ、それから、幾ら言つても、これはわからぬかもしれぬけれども、とにかく昨年のように国会終つたとたん、一週間も経たぬうちに一五％引き締めじやというふうなことを出し

て、国会を混乱させないようにつつお願いしたいと思ひます。ただ、私は、その長官は全部おれたただけでめめたのじやない、あらゆる民間人とか、学識有識者を集めていろいろと討議して結論を出したというのですが、僕は決して長官のことをかんぐるわけじやないのですが、長官は、たとえば独禁法改正の審議委員のメンバー見て、もう全然このメンバーじゃけしからんというよりなこと、独禁法改正したいという人ばかり集めて、これで独禁法改正委員会作つて、独禁法改正やつたでしやう。笑いごとじやないのだ。あんたそんなことを言つて笑つておるけれども、あんたも、独禁法改正の委員だつて、見て、いやなやつをオミットして独禁法改正してもらいたいという人、そういう人ばかり集めて民間人、有識者集めた、今度の輸出三十一億五千万ドルどうするかなんていって、僕らのようになむずかしいことを言うやつは絶対集めんで、あなたの好きな人だけ集めて、これで結論でございしますと云つたつて、これはとても話しにならぬのだから、ただあなたは国会答弁用語として、そういう連中を集めて、そうして、きめておるだけであつて、しかし、まあ、河野長官のお手並みを拝見するといふことで、次に移ります。

○阿部竹松君 今度の長官は手放しの樂觀論者ですよ、それから、幾ら言つても、これはわからぬかもしれぬけれども、とにかく昨年のように国会終つたとたん、一週間も経たぬうちに一五％引き締めじやというふうなことを出し

て、国会を混乱させないようにつつお願いしたいと思ひます。ただ、私は、その長官は全部おれたただけでめめたのじやない、あらゆる民間人とか、学識有識者を集めていろいろと討議して結論を出したというのですが、僕は決して長官のことをかんぐるわけじやないのですが、長官は、たとえば独禁法改正の審議委員のメンバー見て、もう全然このメンバーじゃけしからんというよりなこと、独禁法改正したいという人ばかり集めて、これで独禁法改正委員会作つて、独禁法改正やつたでしやう。笑いごとじやないのだ。あんたそんなことを言つて笑つておるけれども、あんたも、独禁法改正の委員だつて、見て、いやなやつをオミットして独禁法改正してもらいたいという人、そういう人ばかり集めて民間人、有識者集めた、今度の輸出三十一億五千万ドルどうするかなんていって、僕らのようになむずかしいことを言うやつは絶対集めんで、あなたの好きな人だけ集めて、これで結論でございしますと云つたつて、これはとても話しにならぬのだから、ただあなたは国会答弁用語として、そういう連中を集めて、そうして、きめておるだけであつて、しかし、まあ、河野長官のお手並みを拝見するといふことで、次に移ります。

多いときにはないというふうな状態なんです、こういう点について率直なところを、長官として、こういう中小企業を含めたところの日本の経済をどうするかというところのお考えを一つ承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) お示しの通り、中小企業の諸君が昨年の景気の変動の結果、大企業からのし寄せによりまして、非常に困難な地位に立たれましたことは、われわれも非常に遺憾に考へておるところでございます。がしかし、この間にありまして、政府といたしましては、相当の資金を中小企業方面に融資、運搬いたしました、可能な程度の御協力は申し上げたつもりでございます。と申しますのは、何と申しましても、わが国は中小企業の産業上に占める地位は非常に大きいものでございまして、この発展向上が、かつてわが国の産業発展の基礎になりましたことは、御承知の通りでございます。要はこれらの中小企業の諸君の設備の近代化でありますとか、合理化でありますとかいう点に、先般の組合法を通じて政府としては格段の努力をしていくことが必要であらう。で、この中小企業の育成強化をなるべくすみやかに改善をして、そこにわが国の産業の基礎を確立していくことが基本的な考え方じやなからうかということ、せつかく通産大臣にも御努力を願つておるわけでございます。

○阿部竹松君 その通産大臣に御努力願つても、それは通産大臣も努力しておるかもしれぬけれども、効果が上らない。そういう場合にどうするかというところをお尋ねしておるのですが、それは去年組合法を作つても、もうす

で、国会を混乱させないようにつつお願いしたいと思ひます。ただ、私は、その長官は全部おれたただけでめめたのじやない、あらゆる民間人とか、学識有識者を集めていろいろと討議して結論を出したというのですが、僕は決して長官のことをかんぐるわけじやないのですが、長官は、たとえば独禁法改正の審議委員のメンバー見て、もう全然このメンバーじゃけしからんというよりなこと、独禁法改正したいという人ばかり集めて、これで独禁法改正委員会作つて、独禁法改正やつたでしやう。笑いごとじやないのだ。あんたそんなことを言つて笑つておるけれども、あんたも、独禁法改正の委員だつて、見て、いやなやつをオミットして独禁法改正してもらいたいという人、そういう人ばかり集めて民間人、有識者集めた、今度の輸出三十一億五千万ドルどうするかなんていって、僕らのようになむずかしいことを言うやつは絶対集めんで、あなたの好きな人だけ集めて、これで結論でございしますと云つたつて、これはとても話しにならぬのだから、ただあなたは国会答弁用語として、そういう連中を集めて、そうして、きめておるだけであつて、しかし、まあ、河野長官のお手並みを拝見するといふことで、次に移ります。

○阿部竹松君 今度の長官は手放しの樂觀論者ですよ、それから、幾ら言つても、これはわからぬかもしれぬけれども、とにかく昨年のように国会終つたとたん、一週間も経たぬうちに一五％引き締めじやというふうなことを出し

○島清君 これ以上お聞きしてもしうがありません。大体勉強が足りなくて、変貌する資本主義の実態を把握しておられませんので、これ以上私は質問する勇氣を持ちません。

もう一点だけお聞きしておきたいのは、これは長官からお答えをいただきたいと思いますが、今、長官は日本の経済の成長をはかつていくのには、いわゆる産業構造の中に占めております中小企業の広範な問題について十分な考

れませんが、その意味でお答えを願いたいと思います。

○国務大臣(河野一郎君) ただいま申し上げました通り、電力の問題は、お示しの通りわが国の基幹産業でござい

まするし、産業発展の上において非常に重大な問題でございします。しかも、組織が全国民にみな影響のあることでございしますので、政府におきましては、一方において電力料金制度の調査

会も作っております。また一方におきましては、せつかく私の所属いたします自民党におきましては、党において特別委員会を設けまして、これに對する決議決定を急いでおりますこの過程におきまして、民間におきまして

も、それぞれ意見を目下取りまとめ中と私は承知しております。また、われわれどもといたしましては、これら民間の意見の中で、九電力の意見のほかに、公正なる民間の意見も拝聴いたしたい、こういうことで、特に七人の諸君

にお願いをいたしておるわけでありま

す。従いまして私といたしましては、これら各方面の意見が取りまとめがついて、それを拝聴いたしました上で、私の意見は申し上げたいと、こう思

せつかくのお尋ねではございしますけれども、しばらくの御猶予をお願いしたいと思ひます。

○小池彬君 ちょっと阿部君の質問に

関連いたしまして事務的なことをお尋ねしたいと思ひますが、これは阿部君のしり馬に乗るわけではありませ

が、率直に申しまして、衆議院の予算委員会とか、あるいはこの委員会

で、前尾大臣と河野大臣の話を聞くと、ニエアンスが相当違った点もある

ので、これは私は何も大臣に質問をするわけではないが、通産省と貿易の数字を作るときに、十分の打合せがなかつたのではないか、その辺どうなつてお

に補足説明をいたさせます。この特別長期経済計画を作りましたのは、その委員会の発足いたしましたのは昨年の……

○小池彬君 いや貿易のことです。

○国務大臣(河野一郎君) 貿易の点に

つきましては、これは通産省は、内輪話をすれば、もつと伸びるだらうとい

う意見でございまして、大蔵省の方がもつと渋かつたのでございまして、その間に立つて、完全に各省の関係を調

整いたしまして、企画庁でこの辺が受合致する線であるということでした

たのでありまして、決して企画庁が下の方にあるのを上に引き上げたとい

は非常に値下りして、今後の見通しは

どうなるか、あるいは鉄鋼なんかはど

うなるかという面なども、きょうでな

くてもいいですが、この次の委員会に

でも出していただき、今あれば配つて

いたかくということにしたら、みんなの理解も得られると思ひます。

○政府委員(大堀弘君) ただいまの地

域別、商品別の資料につきましては、

他の委員会に提出したこともありま

すので、至急に調査いたしましたして、お出ししたいと思ひます。ただいまの御質

問の点、大臣からお答え申し上げた通

りであります。これを作りますにつ

通関ベ

ースとい

うもので

出たもの

は通関ベ

ースとい

○小滝彬君 僕の言っているターゲット、目標を書いたものを通関ベースでこれだけにしようというの、目的から見ても不合理じゃないかという僕は理論的な事務当局の見解を聞いたのです。両方とすることは必要です。

○政府委員(宮川新一郎君) ただいまの大臣のごあいさつのときに申し上げましたのは、御指摘の通り通関ベースであります。小滝委員御指摘のように通関ベースをやった方がいいか、為替ベースをやった方がいいか、問題はあります。短期的な三十三年度の経済運営の基本的なことをどうするかというところに私どもが掲げましたのは、特に国際収支の点に重点を置きまして、為替ベースだけ計上いたしました。長期計画で為替ベースでとるか通関ベースでとるか問題はございまして、一応長期計画では、為替ベースの数字と通関ベースの数字を掲げまして、物量のどの程度出ているかというところを一応出すために、通関ベース、合せて為替ベースでどのくらいになるかということも計上いたしてあります。

○小滝彬君 もちろんそういふふうにとれば、その点は意味があるのです。ね。どうもありがとうございます。

○大竹平八郎君 大臣に、二点お伺いしたいと思ひます。まず最初に、私は政府機関の経済関係の人事につきましてもお尋ねをいたしたいのであります。私は自民党でもございませうし、社会党でもありません。無所属でございまして、そういう意味におきまして、政府の人事に対するやり方につきましても、比較的公平な立場でものが見れるわけでございます。どうも

これは政府自身が与党色を発揮するという意味で好みの人事をするということとは、これはある程度また私は差しつかえないと思ひます。しかしながら、どうも最近のいろいろな人事を見ますと、うと、たとえば商工中金に今度北野氏が理事長になった。私は国でよく知っておるのであります。最近までの次の選挙をねらって猛運動をしていたというふうな方が、いつの間にか商工中金の理事長になった。私はそれ自体をとがめるのじゃないのであります。これから通産大臣にもいずれ質問をいたしたいと思ひますが、たとえば日本貿易振興会の法案が最近出ることになっておるのであります。特に私どもは、今までございまして、ジェトロの人事などを見まして、何かこう片寄り過ぎた人事、それからまた、そののみではございせんが、一般経済関係のあるいは審議会の委員であるとか、あるいは何かの会長とか、何かの理事長というふうな人事を見ますと、東京、大阪でも片寄り過ぎた人事が非常に多いと思ひます。これは私は一指摘はいたしません。長と名のつくものならば何でも引き受けるというふうな人が、東京にも大阪にもたくさんいるわけでありまして。そういう人に大事な大きな仕事を預けていきましたところ、が、実際問題としてやれるものじゃないのであります。何とかの政府関係の非常な重大な会長なんかになっておるような人が、自分は会長を三十分持つておるとか、それから理事長とか評議員の名前を二十分持つておるとか、そういうことを自慢にしておるような人が、比較的そういう政治家の経済問題の機関のその会長とか何

かになっておるのが非常に多いのであります。で、いずれ法案の審議のときに私どもはたまたま思ふのであります。また、あなたは経済企画庁長官として、また現政府の実力者といひました。で、どうか野に決して遺憾がないわけじゃないのであります。そういうふうな人たちがむろん野におる方でありまして、さらに隠れた野の遺賢のたくさんあることを十分お含み下すって人事をやつていただかないと、何か時間的にもそういうふうなきまりきつた人というものは、実際の問題ではできないのであります。一つこの点をまず長官の意見をお伺いしたいと思ひます。

○閣務大臣(河野一郎君) 今お話しのようなことは、よく話が出るのでございまして、ついで、たとえば東西の商工会議所の会頭をお願いしようとかいうことで、どうしても公共性を持った地位におられる人がついで優先的にその選に当るといふようなことがありがちでございまして、従つて実際委員にお願ひしても、御出席は非常に困難であるとかいふような場合がままあるわけでございます。私も全く同様に考えておりますので、ただいまお話しの内容につきましても、よく総理に私からもお話をいたしまして、十分注意をいたしていただくように申し上げます。

○大竹平八郎君 特に一つそれをお願いいたします。次に、私は新貿易の五カ年計画の問題につきまして、二点お尋ねをいたしたいのであります。あるいは数字的な問題が出るので、大臣御自身御答弁しにくいことは事務当局からでもけっこうなものであります。三十三年から、いよいよこの

長期経済計画のすなわち五カ年計画といふものが発表されてすでに段取りについているわけでございますが、この五カ年計画といふものをわれわれがさしに見ますと、まことに精微であり、ある意味では科学的であるといふことが言えるのでございまして、ただ、私どもは貿易計画につきましては、多少この計画目標につきまして不審の点があるわけでございます。御承知の通り、貿易自体はたまたまいろいろお話しがございまして、世界の経済に左右されるというところは、これはいふまでもないのでございまして、そういう意味におきまして、この経済計画におけるところの貿易計画といふものが一つの私は盲点になるのじゃないだろうかといふように考えるを得ないものであります。たとえば今度の経済計画によりますと、国民所得を年平均六・五％の成長率にいたしておるわけでありまして、これが拡大していくといふことになっておる。そういうことになると、三十一年度の国民所得は大体七兆七千億圓、これが四〇％増加する形になりますから、最後の三十七年には約十兆八千億圓、こういうことになるわけでございます。一方貿易の方は、これは先ほど通関ベースの問題で出たのであります。が、やはり通関ベースで出ておるものが、年率一〇・五％、それから輸入が五％の率で成長するといふことになっておるのであります。が、この国民所得の六・五％の成長率は、これは過去における大体七年間の平均状態としてわれわれは割り出されたものと考えておるのであります。が、輸出入の成長率は昭和三十一年度に基づ

礎を置いたようにも聞いておるのであります。従ひまして国民所得の成長率と同じ計算法によりますといふと、輸出入の成長率といふものは、もつとずつと高くなければならぬと思ひついで一つ伺ひたい。

○政府委員(大來佐武郎君) お答え申し上げます。御指摘の通りの数字になつておるわけでございますが、まず輸入の方でございまして、輸入につきましては三十七年度の経済規模から計算いたしました主要な原料その他の輸入量は、はじいておるわけでございます。この輸入の伸びが五％、年率で五％、成長率よりも低いということになっておる。が、実は三十七年度に想定されま

す。経済規模からはじいて出ているわけでございます。実はこの点三十一年度実績は最後の三十一年度、それからまだ実績は最後の三十一年度、過去数年の輸入実績を見て参りますと、急に飛び上つたように輸入がふえた年でございまして、たとえば三十一年度から考えてみまして、輸出入それぞれ伸びは、それほど率としては変らないわけでございます。私ども輸入の方の率が低いのは今のような三十一年度の実績が普通の状態に比べましてかなりこれは繰り上げ輸入と見越して輸入とかなりいろいろな点がございまして、かなり高かった。そこからスタートいたしますために、伸び率として低くなつておるという点があるわけでございます。三十七年度の国民所得に見合つた生産に應じた輸入量は、これで確保できるという計算になつておるわけでございます。輸出

の方は成長率が一〇・五%になっておりますが、これはこの最近数年間比較的、まあことにこの二年ぐらひは特別にはね上つて伸びたという形にはなっておりません、輸入に比べましてはカーブがなめらかに伸びておる形になります。もう一つは特需収入というものが現在大体年に六億ドルございまして、この長期計画では三十七年度には大体二億五千万ドルぐらひまで減るだらう、その分を埋めて参らなければ、正常輸出によって埋めて参らなければなりませんので、これらの事情が合いましたら、先ほどお話しのごさいます。私どもこの輸出輸入がこの経済規模に對して非常に少いというふうには感じておりません。たとえばもしも輸入依存度というものが今とそう変らないとすれば、経済の規模の伸び率と輸入なしの輸出の伸び率とは大体同じでよろしいわけでございます。それにいま幾つかの事情が加わりましてこの計画のよる数字になつておるわけでございます。

○大竹平八郎君 世界経済が昨年の上半期のよるな状況ならば、問題はないのでございしますが、非常に最近是不景氣になつて、いわゆる下降景氣を伝えられておるわけでございます。日本の、たとえはこの輸出の伸び方を一つとりましても、世界の貿易の成長率は大体約五%であります。ところが、日本の輸出はこれは輸出だけにとつてみると、実に一七%、こういう率で今まで進んでおるわけでございます。これはまあ、敗戦日本にとりましてはある意味において驚異的な数字であらうと、私どもはかように考へるわけなんです。

でございますが、こういうよるな状況にあるときに、先ほど申し上げました通り、輸出は一切といつていいほど世界経済にも支配される、こういうことなんでありまして、それで特にこまかいことは、これは次回に事務当局からお聞きしまして、大臣にこの点について、二点お尋ねをいたしたいことは、先ほど阿部委員からの質問の中に指摘がございましたが、まず大きな一つの問題として、米国の景氣の問題、並びにこれは本委員会でもしばしば問題になつております例の輕工業の輸入制限の問題であります。それから米国の米穀がすでに昨年連邦準備銀行の公定歩合を下げております。これは私どもは専門家でございせんが、一応アメリカの経済というものが下降におもむいたと、こう私は考へておる差しかないと思つておるものでありますが、これらに関連いたしまして、長官といつたしましてアメリカの、まあ本年に限るわけではございせんが、最近の経済景況というものについての御判断を一つお聞きしたい。

○國務大臣(河野一郎君) お話しのこと、対米貿易、ことに輸出は非常にめんどりにありますことは、いろいろな要素から御判断の通りと考へますが、また、私が申し上げますことは、案外論ばかり言つてしまはれるかも知れませんが、せんけれども、実は昨年私アメリカへ参りました際に、商務長官といつたところと懇談をいたしました。その際に私が受けました印象、たとえば具体的に申しますと、カニ類の輸入関税の問題につきまして、特にこれは戦前にアメリカが罰則的に上げた関税がそのまゝになつておる、こういうものはすみやかに下げてくれたらどうかという話をいたしましたのでございまして。この問題の取扱ひ等に対する商務長官の応答等は非常に好意的でございまして、私はわが方の十二分の努力によりまして、困難の中にも解決点を見出すことはできないことはないという氣持を、印象を受けて歸つたのでございまして。ただ、最近の体温計の輸入について向うが特別の関税をかけるのか、その他特殊のものについてかけるとかいうことはございしますが、つい兩三日前でございますが、たか、私はアメリカの合板関係の業界の人が見えられました、これに對してわが国の合板の輸出の問題について、いろいろアメリカ国内の情勢等について懇談をしてみました。この人の話によりますと、たとえば合板の一つをとつてみますと、わが国で非常に問題にいたしておるよりも、アメリカの方ではさう心配してない。ただ、せつかく日本が合板の輸出について規制をしておるその措置は、アメリカとしても非常に好ましい姿であるから、一つそれをアメリカで問題にしないから、直ちにこれを撤廃して、さらによる多量の合板を輸出するという措置をなさる方がよい、さらにこれ以上の輸出をすることは、アメリカの業界としては要望してないといふことを申す向きも、実はあるわけでございます。ただ総じて申し上げますれば、アメリカの弱い業界に對して、わが国の業界が非常に適切なものを廉價にして向うの業界に強力な圧迫を加へるといふものがまゝあるわけでありまして、こういう点につきましては、十分なる調査、もしくは談合をいたす必要があるらうと思つてございしますが、總じて

申しまして、私は今後政府並びに民間の格段の努力は必要でございまして、けれども、さればといつて、そう長期にわたつて今のよるに日米間において貿易上トラブルがますます悪くなるというふうには私は考へられないのじやないかろうか、アメリカ全体の景氣につきましては、皆さんも御承知の通りであります、まあ先行き悪いということよりも、大してよくなるということとは困難かもしれないが、まあまあ何とかアメリカでも措置をとつてゆくだらうというふうな見方がいんじやないか。でわが国において経済界全般の努力によりまして、アメリカに對してアメリカ国内市場の需要に應ずる生産の転換の計画を立ててゆきますれば、今後さらにアメリカ市場に對する日本の貿易、日本の産業の基礎を強化してゆくと、これは、むしろ金のないところにあるよりも、アメリカのよる金のあるところに向つてわれわれが健闘することの方が賢明じやないかろうかと、いう氣がいたしますので、私は対米貿易につきましては、一そうの努力をする必要がある、またその効果は上るものと私は期待いたしておるのでございします。そこに日本の産業の発展、貿易の將來は見込めるのであつて、これは対応できるよるな態勢に日本の産業を持つていくといふのでなければ、なかなか東南アジアを目標にしていくだけでは、むずかしいのじやないかと思つてございします。

○大竹平八郎君 總括して二点を大臣にお尋ねをいたしますが、一点は、この計画によりまして、最後の三十七年には東南アジアの総輸出額が非常にふえることになるわけなんです。十六億五千万ドル、こういう数字が出ておるわけなんです。これは従来の一〇・五%から見ると、たしか倍以上になるわけなんです。ありますが、こういう大きな数字を盛り上げたのは、いうところの岸總理のいわゆる東南アジア構想というものが盛られて、こういうところに数字が出たものでありまじやうか、この点をお伺いしたい。

それからいふ一点は、ヨーロッパの問題であります。御承知の通り西ドイツに最近非常にドルが集中せられ、従つて輸入が非常に各方面とも制限をせられておるよるな状態でありまして、これに對して日本は貿易が今後支障を来すよるなことはないかと、この二点をお聞きいたしまして私の質問を終りたいと思ひます。

○國務大臣(河野一郎君) ただいまの東南アジアの貿易につきましては、事務局より後ほど御説明をいたさせますが、欧州に對する日本の貿易は御承知の通り對英關係は別にいたしまして、その他の國ににつきましては、ドイツ以外の國はイタリアにいたしまして、スイスにいたしまして、そう取り立てて大きなものは從來もさうなかつたんじゃないかろうか。これについてはむしろたとえ最近のマグロの輸出にいたしましては順次、魚のカン詰にいたしましてはミカンのカン詰等も入るよるになつて参りましたし、大きなまともなものはなかなか困難でございしますが、日本と同じ國情にございしますので、難種類のものとしては、決して私はその共同性がどうである、こゝろであるといふことをやかましくおっしゃいますけれども、こまかなものを日本が出して、そうしてしかもこれが

すぐれたりつばなものをやれば、これに対する魅力は相当にあるのじやなかろうかというので、欧州共同体の問題につきましても、相当議論がございまして、しょうけれども、もともとが日本とそう貿易の關係において強かつたところとございせんので、これがために日本の貿易に非常に大きな影響を与えるということはないんじやなかろうか、むしろ、これは今後の努力によりまして、入ってゆくというところは、ある程度期待できるんじやなかろうかというふうに考えております。むしろ、対ドイツ、対イギリスの貿易につきましても、これは別途対英につきましても、日英通商協定等につきましても相当に將來考えられることとございまして、また、対独につきましてもこれはまた別途考える道があるんじやなかろうかと考えておりますので、総じて申しますれば、そう悲観的な材料ばかりあるんじやなかろうと、こういふように考えております。今申し上げましたように東南アジアの問題につきましても、事務局より御説明いたささせていただきます。

○政府委員(大來佐武郎君) 三十七年度の東南アジア向け輸出は、計画の本来には地域別の数字は示しておりませんが、大体十六億五千万ドル程度の数字になっておりますが、これは輸出の市場別構成では、三十一年度と同じ割合を見ておりますので、世界全体に対する輸出の伸びと同じ伸び率を見ておられます。別段率を上げておられるわけはございません。ただ、註にもございしますが、東南アジアと一口にいってあります中に、近接のアジア、つまり台湾、香港、琉球、南朝鮮、これだけ入っておりますので、もつと狭い意味の

東南アジアの数字ともしお比べになりますと、かなり大きいように見えますけれども、これを全部含めると、伸び率は輸出全体の伸び率と同じになつておられるわけとございします。

○海野三朗君 私には先に石炭の問題についてお伺いしますが、粘結炭を国内に産しないからと言われた。しかし、この粘結炭のある代用をなし得る研究が行われておるはずであります。その輸入する粘結炭をどれほど国内の炭に切りかえておるのであるか、それを一つお伺いしたい。

○政府委員(大來佐武郎君) 私どもも、從來から北海道で国内炭を粘結炭に使う研究が行われておることを承知しております。ですが、何分製鉄業の規模が非常に拡大いたしましたので、粘結炭の所要量が膨大になる。それから、エネルギー全体の需要が逼迫といまうすか、需要量が非常に大きくなりまして、いづれにしてもエネルギーがこの五年計画では、エネルギー消費の三割三分を輸入に待たなければならぬといふようになって参ります。国内炭で、非常に技術的に経済的にまだむずかしい点があるようございします。それで製鉄用の粘結炭に向けますと、今度は石油なり輸入炭で、またいづれにしてもエネルギーの穴を埋めなければならぬといふような事情もございします。まあ、製鉄用粘結炭、溶鉱炉もだんだん大型になつて参りますから、そういう粘結炭につきましても、輸入に依存するといふ建前になつておるわけでありまして。

○海野三朗君 私は今そういうことを聞いておるのではないのです。国内で粘結炭が出ないから輸入しなければならぬ、これはわかることですが、今日までの研究の結果によつて、粘結炭を減少せしむることがどれくらいできたとかというのを聞いておるのです。そういうことをお考えになつて、この五年計画を立てるのではありませんか、根本からぐらつておるのでしょうか。ただ数字上の計算だけで、これは六百万トン入る、昨年は六百六十万トンといふような数字の勘定ならば、だれだつてできるのです。私は、この国内で粘結炭を研究して、そうしてどれくらい粘結炭の輸入を減らすことができるのかという、そういうことを私は聞いておるのであります。

○國務大臣(河野一郎君) ただいまお示しの点でございしますが、実はこの計画は企画庁が一切わかつておつてやるわけではないのでございまして、農村関係のことは農林省、たまたまの石炭関係のことは通産省の石炭の専門の行政をやつておられますところ等々から、全部資料なり、各方面の調査を、また意見を聴取いたしました。それを経済企画庁で取りまとめおるのでございします。むしろ、ただいまお示しのような点につきましては、通産省の石炭局におきましては十分考慮いたしておると思つて、しかるべき機会に通産省の方へ御質問下されば、お答え申し上げることとさせていただきます。

○海野三朗君 さらば、私は今こゝでそういうことを伺わないで、あとにそれは残しておきますが、私は商工委員をずっと数年来やつてきておる間に、国内で産するところの石炭でもつて粘結炭を幾ら補うか、どういふようにすれば補い得るかといふことを、再三通産当局にも言いました。そうして、そ

れはこゝまで研究ができておるのだ、何%入れれば粘結炭の代用ができるのだといふ、そういうことができておるはずだと思ひますから、そういうことについてお調べになつた資料の提出を、私はお願いしたいと思ひます。

それから、この五年計画をお立てになつておられますが二、三日前でありましたか、鉄鋼使節団が中共に行つて、五年間に對して一千億円の輸出で、まあ二千億円の輸出の約束をしたといふことが、果してあれば実行できるでございましょうか。その辺について長官のお考えを伺いたい。私はこれはできないと思ひます。なぜできないかと申しますと、嵯山氏が行つてやつても、これは値段の問題で売れません。高くつくのです。そこで出てきます問題は、私が伺ひたいしたいのは、財政投融資の問題です。なぜ電氣の方は對して財政投融資をやつて、中山伊知郎君がどうかとか新開に見えておりましたが、鉄鋼の方には、少しも財政投融資をやつていない。それはとんでもない間違ひであつて、今のうちに施設の改善をやつておかなければ、鋼材が安くできないのです。従つて、値段が高つく。ヨーロッパあたりと競争できない。そうしますと、嵯山氏が行つて約束をしたといつても、それは値段の点で折り合はれないから、私は輸出はだめになると思ひますが、そういう点についての、財政投融資をなぜ鉄鋼の方にこれを省いたか、先が見えないといふふうにしか私には考えられないのでありますが、長官はいかにうににお考えになつておられますか。

○國務大臣(河野一郎君) お示しの通り、製鉄事業につきましても、非常に重要な産業でございまして、政府といたしましては、格段の配慮をいたしておるのでございまして、御案内の通り、わが国の製鉄業はいずれも世界銀行その他から、財政投融資よりもつと安い金利の金を借りて所要の資金を導入いたして施設をいたしております。これは、御承知の通りであります。これらの導入につきましても、政府といたしましては十分なる協力をいたしてやつておるのでございまして、また、決してこの鉄鋼政策について、産業に對しまして、政府が財政投融資を意図しておるといふようなことはないのございまして、できるだけこれらの所要の資金の調達につきましても、政府としても協力をいたしております。これは、なお詳細は通産当局にお聞き下さいますれば、明快になると私は考えております。

○海野三朗君 そういふことに対しては、長官としては極力努力をして、困る場合には、骨を折つてやろうとおつしやるのであります。か。

○國務大臣(河野一郎君) おつしやる通りであります。

○海野三朗君 私はこの北九州方面のあの八幡製鉄の戸畑の工場を視察したのでありますが、財政投融資がないために、設備を今ストップしておるような状態である。これでは、今のうちに設備を早く改善しておかないと、国際市場に立つての競争の際には、もう行き詰るのです。私はそれを思ひます。がゆゑに、この経済五年計画といつて、石炭幾ら幾らといふけれども、こんなことは私ではできないのではない

か。根本の基礎産業に力を入れてもらわなければいけない。そういうことに對しましては、過日もちよつと通産大臣に何ったのでありますが、世界銀行の方からどうにか融資するだろう、それから民間の方でも協力するだろうというお話しでありましたが、あなたが團僚の一人として、そこにどれくらい御熱意があるのか、それを私はちよつとお伺いいたしたい。

○国務大臣(河野一郎君) これは、御承知の通り、昨年各産業につきまして施設が少し行き過ぎたという傾向にありましたので、一部繰り延べをいたしたわけであります。その繰り延べが、たまたま今海野さんが御指摘になりましたように、工事を中止しておつたものがあるではないかというように、ことによつたのではないかと思ひます。決して全体の産業の伸びから申しますれば、製鉄が立ちおくれから申しますれば、日本の三大製鉄、もしくは何大製鉄と申しますか、これらの重大な企業につきましては、十分私は他の産業と均衡をして発展して参ることに少しも支障は来たしてない、こういふふうで考へるのでございまして、これは一部行き過ぎたものが一時的に停止をしたことはある。それは設備投資の拡大を押えたことが、たまたまそれがぶつかったであつて、これらの業界が資金難のために今どうということは私は考へておりません。今後そういう必要がありますれば、政府におきましてはいかように協力いたして、そうして決してわが国の基礎産業として他の産業に支障のないようにいたして参らなければならぬと考へております。

○海野三朗君 昨年の九月までは、鋼材の値段がすばらしく上つた。建値の倍以上にもなつて、手に入らなかつた時代がありました。その後政府がこれを輸入した。輸入したところが、世界の不況と、それから日本の経済的な影響によつてが落ちたつてしまつて、たゞいままで値段がずっと低くなつてきた。つまり、元の建値でさえもが売れないという状態、こういう状態は、基礎産業に対する政府の見識よりいかにというふうには私は思ひます。こういう際には、やはり企画庁長官としては、よつぽどしつかりしていただかなければならぬのじゃないか。がた落ちです。一ト九万円もして手に入らないというやつが、昨今は四万円程度で品物が売れないという、こういうことは、基礎産業がそうでありました。小ざいところの企業が皆ばたばた倒れていく。こういう状態は、私はもう少しあなたがしつかりネジをかけるて申しますか、もう少ししつかりやうと申したいと私は思ひますが、今日までのこの五カ年計画も、まことにけつこうです。けつこうですけれども、もうおそろく五カ年計画じやなくて、二年、あるいは一年くらいもどうかと思ひます。実は失礼な話ですが、池田蔵相に、一千億の均衡財政とか何とか大きなことをいっていはるけれども、どうです、と言つて念を押したところ、いや大丈夫だ、絶対大丈夫だ、と言つておられた。四カ月たつたたない間にこの大変動でしよ。これは明らかに、私は悪口をいうわけじやありませんが、ときの政府の見識よりであ

ると思ひます。経済的にこんな見通しのきかない話はないじやないかといつて、私はすいぶん悪口を言つた、實際そうです。せめて一年ぐらゐその通りになつてゐるのならいいけれども、四カ月です。三月の末に予算が通つて、七、八月には、ばたばただ。こんな見通しというものはないじやないか、と言つて、私は非常に嘆いたのであります。今度は五カ年計画、今おっしゃることにしては、あなたのもう少し確たる御信念を私は何つておきたい。もう少し先の見える計画を立てになつて下さい。たとえば、この石炭なんかそうなんです。私はさつきから考へておりましたが、そこにおる大堀君がよく知つておるはずだが、私はこの前から、石炭の粘結炭がでなければ、国内で弱粘結炭を上手に焼けば、相当強粘結炭が得られる。強粘結炭でもってコークスを焼いた結果が得られるのであるというのを主張いたしました。その後、研究ができて、相当のところまでいけた。いったからして、それが今日粘結炭の輸入をいかほど阻止しておるかというのを私は申したのでありますが、今お話しによれば、各省からの資料によつてやつたのだとおっしゃる。それはごもつともでございまして、そういうお考えよりも、もう少し私はこういふところ、研究ということに對してお心を注いでいただかなければならぬと思ひます。オートメーションの問題にいたしまして、先ほどの答弁なんか事務当局はお話になつてないのです。なつてないということは、先ほど島委員が聞いたことは、パーセントと人数の関係とを聞いてゐるのです。それが

全くできないのです、事務当局は。まてでんやりとしたお話しで、あんなことではだめなのです。たとえば三〇伸びるとか、四〇伸びると、それで六十五万人とか、そこからその数字を割り出してくるか。パーセントと人数の関係、そういうことをもう少しよくとお調べになつてしつかりやうにいたたかなければ困る。はなはだ苦言を呈して相済みませんけれども、これに對するあなたの確たる御信念を何つておきたい。

れを拡大して、もつと日本経済がよく発展することを期待いたしたつていたして参るのでございまして、たゞ、初めからあまりに完全雇用の拡大ばかり言つても仕方がありませんから、そういう点につきましては、十分諸般の条件を検討いたしまして、この程度はどうしてもやらなければいけない、やればできるという程度にとどめつつ、一方失業者の多少出ますことも、はなはだ残念でございまして、それにはそれに別途対策を講ずることといたしまして、この程度を案を立てておるのでございまして、いろいろな御意見を承われば承わるだけ、また、年々従来と違ひまして、その実態について十分検討を加へまして、その実態とこの計画との間の開き等につきまして、これを全部一般に発表いたしました。そうしてその上に立つて将来の改善を期していききたい、こう考へておるのでございまして、いろいろ御意見拝聴いたしまして、十分注意して参りたいと思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) だんだんの御意見でございしますが、昨年は御承知の通り、政府の考へておりましたことと、民間の考へとが、少しちがはぐになりまして、予想以上に設備が過大な投資になり、これを途中で変更しなければならぬ事態になりました。まことに遺憾のこととございまして、従ひまして、今後におきましては、これらの経験を十分生かしまして、再びそういう轍を繰り返さないよう、慎重に案を検討いたしたつもりでございまして、いろいろの点について御意見もございしますが、諸般の御意見は十分これを伺ひまして、なお、今後とも一べん立てた計画を絶対に變更しない、五カ年長期計画におきまして、国内の経済の動向もございすし、国内の経済の動向もございすから、むろん遠い先を見つ、現実的に即しつ、やつて参らねばいかぬと考へております。従つて今お話しのとおり、確かにこれを五年間変へずにやつていこうということは考へていないのでございまして、遠きをおもんばかりつ、三年ぐらゐいしましたら、さらにこ

れを拡大して、もつと日本経済がよく発展することを期待いたしたつていたして参るのでございまして、たゞ、初めからあまりに完全雇用の拡大ばかり言つても仕方がありませんから、そういう点につきましては、十分諸般の条件を検討いたしまして、この程度はどうしてもやらなければいけない、やればできるという程度にとどめつつ、一方失業者の多少出ますことも、はなはだ残念でございまして、それにはそれに別途対策を講ずることといたしまして、この程度を案を立てておるのでございまして、いろいろな御意見を承われば承わるだけ、また、年々従来と違ひまして、その実態について十分検討を加へまして、その実態とこの計画との間の開き等につきまして、これを全部一般に発表いたしました。そうしてその上に立つて将来の改善を期していききたい、こう考へておるのでございまして、いろいろ御意見拝聴いたしまして、十分注意して参りたいと思ひます。

○海野三朗君 先ほどだれか委員の方からちよつと触れられましたが、この学識経験者ということも、カビがはえたような人間ばかり並べたものでは困ると思ひます。實際こう思ひます。それで鉄鋼の問題につきまして、一つの例でありまが、八幡でも富士でも、あの大会社には四十年代、三十七、八ぐらゐの実に前途有望な頭の持ち主がおります。あまり世の中に名前が現われないという方々を一番利用なさつたらいいのじゃないかと思ひます。私はこれを申し上げておきたい。それと同時に、また年をとつておるような人を入れて、また、そういう若い人を入れて、

若い人ばかりでもないけれども、五十以上のお年寄りばかりじゃ勘がいけないのです。ところが、若手のすばらしい連中もおりますから、やはりそういう方面の頭腦を集めて、野に遺賢がたぐさんありますから、そういう若い者の意見を御参考にしていただいたら私はけっこうだと思ふのです。

○岡三郎君 もう時間がないからあと一分で、資料だけ私もらいたいと思うのです。結局私の聞きたいところろは二つあるが、その前の一つは道路計画です。重点施策としておりますが、最近言っておる言葉は、東京なんか、西部劇の町を歩いているからしょう、それは地下鉄を作っているからしょうがないけれども、ところが、今までの道路政策を見て、これから重点施策として道路を作る従来のやり方から見ると、どういふふうに道路に対する施策を持つておるのか。これは建設省の部類かもしれないが、従来の建設省のやり方を見ておると、われわれは建設省に道路を作らせることに非常に危険を感じるのです。危険を感じるのです。というのは道路、ガス、水道、電気、いろいろありますが、総合的に全然できていない。結局都道府県にまかせることが多いと見えて、国道でも全くあつちを掘り、こつちを掘つておる。しかし、基地に通ずる道路は、なかなかつばな道路があるのです。私は道路計画を一体どういふふうに昭和三十三年度においてやるのか、それを経済企画庁としてどういふふうに建設省と話し合つて、基本的な総合経済に基づくところの道路計画を立ててやるのか、これを資料として明快にわかるように出してもらいたいと思ふ。それは道路を作ればもうかるということに皆な言つておるのです。だれも同じように道路を取り上げたのは、もうけるためにやつておるのじゃないかということを言つておるわけですか。というの、今あそここの工事を見ておると、どういふふうに入札したのか知らぬが、人事院のところは酒井建設がやつて、その向うは別の何とかいう建設がやつておる。こま切れです。早くやらなければ都民に迷惑がかかるのです。ところが、やつておるやり方はんでばらばら、こつちに土が盛つてある。あつち盛つてある。(地下鉄だろ)と呼ぶ者あり)地下鉄ですよ。しかし、地下鉄の例を見ても、工事を請け負わせる方法というの、河野さんあたりから考へてもらつて、電気料金を押えるように、もうちよつと効率の上るよう、政府の金が生きてくるように、これをやつて、もうけていけませんと会社には言ひませんよ。会社はもうけてもいいと言つておるのです。もうけたらもうけただけの仕事をあとで残してもらわなければならぬ。道路というものは基本的にこれは残つていくわけだからね。そういう点で経済企画庁の方で道路計画に対する構想といひますか、それをどう考へておるのか。それから建設省の方に対して、今まで、従来の道路行政、道路施策、ああいふものに対して建設省についてどういふふうなことを考へておるのか。私は、それを理解があるように、今後国民的にこれは重大関心を持つわけですね。日本の経済と重大関係があるわけですね。だからそれについて明快に一つ出してもらいたい。それがなければこれから

重点施策としてやるといつたつて、ちよつと私は納得できないからね。これは請け負わせる方法も、従来の方法にこれだけけれども、こつちう談合方式とかいろいろなのは困るから、どうするのだというふうなところまで私は考へて、それを施策としてやはり示してもらわなければ心配でしょうがない。一分経つたからやめますがその資料をお願いします。

○委員長(近藤信一君) 資料はいいですね。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

○岡三郎君 いや、建設省の方から建設省の方から提出いたします。

経済企画庁の方がいい、それを一つお願いしたい。

○委員長(近藤信一君) ちよつと速記をやめて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

第五章 財務及び会計(第三十二条―第四十一条)

第六章 監督(第四十二条―第四十三条)

第七章 雑則(第四十四条―第四十六条)

第八章 罰則(第四十七条―第五十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 理化学研究所は、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)に関する試験研究を総合的にを行い、新技術の開発を効率的に実施し、並びにこれらの試験研究及び新技術の開発の成果を普及することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術に関する試験研究の成果であつて、企業化されていらないものをいう。

2 この法律において「開発」とは、科学技術に関する試験研究の成果を企業の規模において実施し、企業としようにすることをいう。

(法人格)

第三条 理化学研究所(以下「研究所」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 研究所は、主たる事務所を東京都に置く。

2 研究所は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 研究所の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 研究所は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができ

3 政府は、予算の範囲内において、研究所に出資することができ

4 政府の出資額は、常時、研究所の資本金の額の二分の一以上に当る額でなければならない

5 政府は、研究所に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物（以下「土地等」という。）をもつて出資の目的とすることができ

6 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする

7 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める

（出資証券）
第六條 研究所は、出資に対し出資証券を発行する

2 出資証券は、記名式とする

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める

（定款）

第七條 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員及び会議に関する事項

六 開発委員会の委員及び運営に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 会計に関する事項

九 公告に関する事項

2 定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない

（登記）

第八條 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない

（名称の使用制限）

第九條 研究所でない者は、理化学研究所という名称を用いてはならない

（民法の準用）

第十條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不行爲能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、研究所について準用する

第二章 役員及び職員

（役員）

第十一條 研究所に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く

（役員の職務及び権限）

第十二條 理事長は、研究所を代表し、その業務を総理する

2 副理事長は、研究所を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して研究所の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う

4 監事は、研究所の業務を監査する

（役員の任命）

第十三條 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する

2 副理事長及び理事は、理事長の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する

（役員の任期）

第十四條 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする

2 役員は、再任されることができ

（役員の欠格条項）

第十五條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない

一 国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で研究所と取引上密接な利害関係

を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む）

（役員解任）

第十六條 内閣総理大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない

2 内閣総理大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができ

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

二 職務上の業務違反があると

3 内閣総理大臣は、前項の規定により副理事長又は理事を解任し、より副理事長又は理事を解任し、よりとるときは、あらかじめ理事長の意見をきかなければならない

（役員兼職禁止）

第十七條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない

（代表権の制限）

第十八條 研究所と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する

（代理人の選任）
第十九條 理事長及び副理事長は、研究所の職員のうちから、研究所の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができ

（職員任命）
第二十條 研究所の職員は、理事長が任命する

（秘密保持義務）
第二十一條 役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない

（役員及び職員の公務員たる性質）
第二十二條 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす

第三章 開発委員会

（設置）

第二十三條 研究所に、開発委員会（以下「委員会」という。）を置く

（権限）

第二十四條 次に掲げる事項は、委員会の議を経なければならない

一 開発をすべき新技術の選定に関する事項

二 新技術の開発を委託する企業の選定に関する事項

三 新技術の開発に関する実施計画（以下「開発実施計画」という。）に関する事項

四 開発実施計画の実施の結果の成否の認定に関する事項

五 新技術の開発の成果を実施させる企業の選定及び実施条件に関する事項

(組織)

第二十五条 委員会は、委員十人以上及び理事長をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第二十六条 委員は、科学技術に關し學識経験のある者のうちから、内閣總理大臣が任命する。

(委員の任期)

第二十七条 委員の任期は、二年とする。

2 委員は、再任されることができ

(準用規定)

第二十八条 第十六条第二項、第二十一条及び第二十二條の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務の範圍)

第二十九条 研究所は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 科学技術に關する試験研究を行うこと。

二 企業化が著しく困難な新技術について企業に委託して開発を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

四 新技術の開発について企業にあつせんすること。

五 前各号の業務に附帶する業務

六 前各号に掲げるもののほか、

第一條の目的を達成するために必要な業務

2 研究所は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣總理大臣の認可を受けなければならない。

(業務の方法)

第三十条 研究所は、業務開始の際、業務の方法を定め、内閣總理大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法で定めるべき事項は、總理府令で定める。

(開発計画等の認可)

第三十一条 研究所は、新技術の開発を企業に委託しようとするときは、開発実施計画及び委託条件について内閣總理大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 研究所は、新技術の開発の成果を企業に実施せようとするときは、実施させる者及び実施条件について内閣總理大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第五章 財務及び會計

(事業年度)

第三十二条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(事業計画、資金計画及び収支予算)

第三十三条 研究所は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、内閣總理大臣の認可を受けな

ければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第三十四条 研究所は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十五条 研究所は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に内閣總理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を内閣總理大臣に提出するときは、これに収支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつかなければならない。

(書類の送付)

第三十六条 研究所は、第三十三条又は前条第一項の認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、資金計画及び収支予算に關する書類又は財務諸表を、研究所に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十七条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額に政府で定める率を乗じた額以上の額を積み立てなければならない。

2 研究所は、前項の規定による積立を行つた後、なお残余があると

きは、内閣總理大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者の出資に對し分配することができる。

(分配)

3 研究所は、前項の規定による分配をすることができ、その額(以下「分配可能額」という。)が政府以外の出資者の出資額の合計額に對し千分の五十の割合に達するまでは、法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一條の規定にかかわらず、分配可能額を政府以外の出資者の出資に對しそれぞれその出資額に應じて分配するものと

し、政府の出資に對しては分配することを要しない。

4 研究所は、分配可能額が政府以外の出資者の出資額の合計額に對し千分の五十の割合をこえ、資本金の額に對し千分の七十五の割合に達するまでは、分配可能額のうち政府以外の出資者の出資額の合計額の千分の五十に相當する額を前項の例により分配し、残余の額を出資者の出資に對しそれぞれその出資額に應じて分配する。この場合において、残余の額の政府の出資に對する分配については、当該出資額の三倍の額を政府の出資額とみなす。

5 研究所は、分配可能額が資本金の額に對し千分の七十五の割合をこえる場合には、分配可能額を出資者の出資に對しそれぞれその出資額に應じて分配する。

6 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その

不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十八条 研究所は、借入金をしようとするときは、内閣總理大臣の認可を受けなければならない。

(余剰金の運用)

第三十九条 研究所は、業務上の余剰金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(財産の処分等の制限)

第四十条 研究所は、總理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣總理大臣の認可を受けなければならない。

(總理府令への委任)

第四十一条 この法律及びこれに基く命令に規定するもののほか、研究所の財務及び會計に關し必要な事項は、總理府令で定める。

第六章 監督

(監督)

第四十二条 研究所は、内閣總理大臣が監督する。

2 内閣總理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に對して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第四十三条 内閣總理大臣は、必要があると認めるときは、研究所に對して業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に研究所の事務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

第四十四条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(科学技術庁長官への委任)

第四十五条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる権限を科学技術庁長官に委任することができる。

- 一 第七條第二項、第二十九條第二項、第三十條第一項、第三十一條、第三十三條、第三十七條第二項、第三十八條及び第四十條の認可
- 二 第三十五條第一項の承認
- 三 第四十三條第一項の報告及び立入検査

(関係大臣との協議)

第四十六條 内閣総理大臣（前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官）は、この法律の規定により認可（附則第二條第六項の認可を除く。）若しくは承認をしようとするとき、又はこの法律の規定に基き総理府令を定めようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

2 内閣総理大臣（前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官）は、第三十一條の認可をしようとするときは、あらかじめ当該開発に係る事業を所管する主

務大臣に協議しなければならない。

第八章 罰則

第四十七條 第二十一條（第二十八條において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務に関し

て知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十八條 第四十三條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした研究所の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第四十九條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした研究所の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により内閣総理大臣（第四十五條の規定により委任された場合には、科学技術庁長官）の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第八條第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第二十九條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第三十九條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第四十二條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第五十條 第九條の規定に違反した

者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十六條第一項中附則第二條第四項及び附則第四條第六項に係る部分並びに附則第二條第一項から第八項まで、附則第三條第一項から第三項まで及び附則第四條の規定は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)

第二條 内閣総理大臣は、第十三條の例により、研究所の理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。

- 2 前項の規定により指名された理事長、副理事長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ理事長、副理事長又は監事に任命されたものとする。
- 3 内閣総理大臣は、設立委員会を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。
- 4 設立委員は、定款を作成して、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 5 設立委員は、前項の認可を受けたるときは、政府以外の者に対する出資を募集しなければならない。
- 6 設立委員は、前項の募集が終了したときは、内閣総理大臣に対し設立の認可を申請しなければならない。
- 7 設立委員は、前項の認可を受け

たときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

8 設立委員は、出資金の払込又は出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

9 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

10 研究所は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(株式会社科学研究所の出資、解散等)

第三條 株式会社科学研究所は、この法律の公布の日から起算して三月以内に商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十三條に規定する株式総会の決議を得て、研究所に対しその営業の全部を出資することができる。商法第二百四十五條ノ二本文から第二百四十五條ノ四までの規定は、当該決議がある場合に準用する。

2 株式会社科学研究所が前項の出資をする場合には、株式会社科学研究所の株主は、その所有する株式の數に比例して、研究所の出資証券の引受人となる。

3 株式会社科学研究所は、第一項の規定により出資をする場合においては、研究所の成立の時において解散するものとし、その一切の

権利及び義務は、その時において研究所に承継されるものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 附則第二條第九項の規定により研究所の設立の登記がなされたときは、登記官又は、職権で、株式会社科学研究所の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

(評価審査会)

第四條 前条第一項の規定により株式会社科学研究所が研究所に対する出資の目的とする財産の価額は、評価審査会の決定を受けなければならない。

2 前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、科学技術庁に評価審査会を置く。

3 評価審査会は、委員長一人及び委員六人をもつて組織する。

4 委員長は、科学技術庁長官をもつて充てる。

5 委員は、科学技術庁長官が任命する。

前各号に定めるもののほか、評価審査会の委員、議事その他その組織及び運営に関し必要な事項は、総理府令で定める。

(経過規定)

第五條 この法律（附則第一條ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の際現に理化学研究所という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第九條の規定は、前項に規定する期間内に、同項に規定する者には適用しない。

第六条 研究所の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

第七条 研究所の成立の日の属する事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第三十三条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

第八条 株式会社社科学研究所法（昭和三十年法律第六十号）は、廃止する。

（登録税法の一部改正）
第九条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本原子力研究所」の下に、「理化学研究所」を、「日本原子力研究所法」の下に、「理化学研究所法」を加える。

（地方税法の一部改正）
第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第一号中「及び日本原子力研究所」を、「日本原子力研究所及び理化学研究所」に改める。

（科学技術庁設置法の一部改正）
第十一条 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七十七条中「株式会社社科学研究所」を「理化学研究所」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）
第十二条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項中「株式会社社科学研究所」を削る。

二月十九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、小売商業特別措置法案反対に関する請願（第七二二号）（第七四〇号）

一、更生保護事業充実強化のための競輪益金配分に関する請願（第七三三三号）

第七二二号 昭和三十三年二月七日受理

小売商業特別措置法案反対に関する請願

請願者 千葉原野田山野田三八
一野田壽油生活協同組合理事長 岡田四郎

紹介議員 加瀬 完君

小売商業特別措置法案は、小売業者の振興を図るという名のもとに、実は生活協同組合運動等に対する不当な規制を行うもので、その第三条の規定は生活の合理化をめざす生協に対して不便な方法をとらせたり、現金による利用を禁止しようとするものである上、小売商業総取扱高における生協の占める比重は一パーセントにも及ばず、むしろ生協の保護育成をはかるべき段階にあるにすぎない、一般消費者の自主的組織に対するこのような措置は民主的団体に對する圧迫のあらわれといわ

なければならないからこの法案を撤回せられたといふ請願。

第七四〇号 昭和三十三年二月十一日受理

小売商業特別措置法案反対に関する請願

請願者 福島県会津若松市中大和町一〇会津地区労働者生活協同組合理事長 長谷川成男

紹介議員 田畑 金光君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第七三三三号 昭和三十三年二月十一日受理

更生保護事業充実強化のための競輪益金配分に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷四ノ六五八財団法人日本更生保護協会会長 木村篤太郎

紹介議員 斎藤 昇君

昭和二十四年度の施策として更生保護制度が採用されたのであるが、施行後日なお浅いため、未だにその機構は弱体であつて機能を十分に發揮できない現状にあり、しかも最近における犯罪情勢は青少年犯罪の増加、悪質化の傾向にあり、又更生防止法の全面実施を目前にしてこの種犯罪者の激増も予想され、更に伝えられる皇太子御成婚による恩赦等の出所者に対処するため、更生保護事業の充実強化は緊急を要するものであるから、これが充実強化を図るため競輪益金の配分について特段の配慮をせられたいとの請願。

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本貿易振興会法案

日本貿易振興会法案

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 役員等（第八条―第二十条）

第三章 業務（第二十一条―第二十二條）

第四章 財務及び会計（第二十三条―第三十一条）

第五章 監督（第三十二条・第三十三条）

第六章 雑則（第三十四条）

第七章 罰則（第三十五条―第三十八條）

附則

第一章 総則

金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第 号）

第十條第四号の規定により、同法第十一條第一項第四号に掲げる基金に充てるものとして、政府がその全額を出資するものとする。

2 前項に規定する基金については、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の定めるところによる。

（登記）

第五條 振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

（名称の使用制限）

第六條 振興会でない者は、日本貿易振興会という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）及び第五十條（法人の住所）の規定は、振興会に準用する。

第二章 役員等

第八條 振興会に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第九條 理事長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、振興会を代表し、理事長の定めるところにより、理

理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、振興会の業務を監査する。

(役員の内命)
第十条 理事長、副理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、理事長が通商産業大臣の認可を受けて任命する。

(役員の内命)

第十一条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員の内命)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

(役員の内命)

第十三条 通商産業大臣は、理事長、副理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十四条 通商産業大臣は、理事長、副理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長、副理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事、副理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員の内命)
第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可したときは、この限りでない。

(代表権の制限)
第十六条 振興会と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長又は副理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が振興会を代表する。

(代理人の選任)
第十七条 理事長は、振興会の理事又は職員のうちから、振興会の主たる事務所又は従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(運営審議会)
第十八条 振興会に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に應じ、振興会の業務の運営に關する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができ

4 運営審議会は、委員十二人以内で組織する。

5 委員は、貿易に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。

7 委員は、再任されることができ

(役員等の秘密保持義務)

第十九条 振興会の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の地位)
第二十条 振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十一条 振興会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

第三章 業務

(業務の範囲)
第二十一条 振興会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 貿易に關する調査をし、及びその成果を普及すること。（意匠に關するものを含む。）

二 わが國の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。

三 貿易取引のあつせんを行うこと。

四 貿易に關する出版物の刊行及び頒布を行うこと。

五 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあつせんを行うこと。

六 貿易の振興に關する業務であつて、行政庁から委託を受けたもの。

七 前各号の業務に附帶する業務

八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

2 振興会は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の方法)
第二十二條 振興会は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

第四章 財務及び會計

(事業年度)
第二十三條 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(事業計画、資金計画及び収支予算)
第二十四條 振興会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(貸借対照表、損益計算書及び決算報告書)
第二十五條 振興会は、毎事業年度経過後五月以内に、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を作成し、監事の意見を附して、通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(利益及び損失の処理)
第二十六條 振興会は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 振興会は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金金の認可)
第二十七條 振興会は、借入金をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余剰金の運用)

第二十八條 振興会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行への預金又は郵便貯金

四 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十九條 振興会は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十條 振興会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第三十一條 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、振興会の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十二條 振興会は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第三十三條 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると

認めるときは、振興会に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、振興会の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(大蔵大臣との協議)

第三十四條 通商産業大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十四條、第二十七條又は第二十九條の認可をしようとするとき。

二 第二十五條又は第三十條の承認をしようとするとき。

三 第二十二條第二項、第二十九條又は第三十一條の通商産業省令を定めようとするとき。

第七章 罰則

第三十五條 第十九條の規定に違反して、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十六條 第三十三條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした振興会の役員又は職員を五万円以下の罰金に処する。

第三十七條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした振興会の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十一條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十八條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十二條第二項の命令に違反したとき。

第三十八條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(振興会の設立)

第二條 通商産業大臣は、第十條第一項の例により、振興会の理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、副理事長又は監事となるべき者は、振興会の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長、副理事長又は監事に任命されたものとする。

第三條 通商産業大臣は、設立委員を命じて、振興会の設立に關する事務を処理させる。

第四條 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に對し、出資金の払込の請求をしなければならない。

2 設立委員は、出資金の払込があつた日において、その事務を附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前條の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六條 振興会は、設立の登記をするに於ては、附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前條の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

(財団法人海外貿易振興会からの引継)

第七條 昭和二十六年二月二十八日に設立された財団法人海外貿易振興会(以下この条において「財団法人海外貿易振興会」という。)は、振興会の成立の時に於いて解散し、その一切の権利及び義務は、その時に於いて振興会が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は、適用しない。

2 振興会は、前項の規定により財団法人海外貿易振興会の権利及び義務を承継した場合において、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相當する金額は、資本準備金として積み立てなければならない。

3 附則第五條の規定により設立の登記がなされたときは、登記官吏は、職権で、財団法人海外貿易振興会

興会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

(経過規定)

第八條 この法律の施行の際現に日本貿易振興会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を變更しなければならない。

2 第六條の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第九條 振興会の最初の事業年度は、第二十三條の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和三十四年三月三十一日に終るものとする。

第十條 振興会の最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第二十四條中「毎事業年度開始前」とあるのは、「振興会の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の改正)

第十一條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「社会福祉事業振興会」の下に、「日本貿易振興会」の下に、「日本貿易振興会法」を加える。

(印紙法の改正)

第十二條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ三の次に次の一号を加える。
六ノ三ノ二 日本貿易振興会ノ
発スル証書、帳簿

(所得税法の改正)
第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「私立学校振興会」の下に、「日本貿易振興会」を加える。

(法人税法の改正)

第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「社会福祉事業振興会」の下に、「日本貿易振興会」を加える。

(地方税法の改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「社会福祉事業振興会」の下に、「日本貿易振興会」を加える。

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業信用保険公庫法案

中小企業信用保険公庫法案

中小企業信用保険公庫法案

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 役員及び職員(第八条—第十七条)

第三章 業務(第十八条—第二十条)

第四章 会計(第二十一条—第二十五条)

第五章 監督(第二十六条—第二十八条)

第六章 雑則(第二十九条—第三十一条)
第七章 罰則(第三十二条—第三十四条)

附則
第一章 総則

(目的)
第一条 中小企業信用保険公庫は、中小企業者の債務の保証等につき

保険を行うとともに、信用保証協会に對してその業務に必要な資金を融通することにより、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にすることを目的とする。

(法人格)
第二条 中小企業信用保険公庫(以下「公庫」といふ)は、法人とする。

(事務所)
第三条 公庫は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公庫は、主務大臣の認可を受け、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)
第四条 公庫の資本金は、政府の一般會計からの出資金二十億円、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第十条第二号の規定により同法第十一条第一項第二号に掲げる保険準備基金に充てるものとして政府から出資された六十五億円及び附則第八条第二項の規定により政府から出資があつたものとした金額との合計額とする。

2 前項に規定する保険準備基金については、この法律に定めるもののほか、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の定めるところによる。

(登記)
第五条 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)
第六条 公庫でない者は、中小企業信用保険公庫という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)
第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公庫に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)
第八条 公庫に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)
第九条 理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、公庫の業務を監査する。

(役員の任命)
第十条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)
第十一条 役員の任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができ

る。

(役員の欠格事項)
第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二十条第一項に規定する金融機関及び信用保証協会の役員及び職員

(役員員の兼職禁止)
第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)
第十四条 公庫と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が公庫を代表する。

(代理人の選任)
第十五条 理事長は、理事又は公庫の職員のうちから、公庫の從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができ

る。

(役員及び職員の地位)
第十六条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(退職手当の支給の基準)
第十七条 公庫は、役員及び職員に對する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第三章 業務

(業務の範圍)
第十八条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 中小企業信用保険法による保険を行うこと。

二 信用保証協会に對し、その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付を行うこと。

2 公庫は、毎會計年度ごとに、保険にあつては中小企業信用保険法に定める融資保険、普通保証保険及び包括保証保険の別による保険価額の總額について、貸付にあつては貸付金の總額について、それぞれ国会の議決を経た金額の範圍内であれば、前項の規定による保険又は貸付を行うことができる。

(業務の方法)
第十九条 公庫は、業務開始の際、業務の方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法には、保険関係が成立する貸付又は保証の範囲、保険事故、保険金額の保険価額に対する割合、保険料及び保険金に関する事項その他保険に關する業務の方法並びに貸付金の使途、利率、償還期限、貸付金額の限度及び償還の方法に關する事項その他貸付に關する業務の方法を定めておかなければならない。

(事業計画及び資金計画)
第二十条 公庫は、事業年度の半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しよるとするときは、同様とする。

第四章 會計
(予算及び決算)
第二十一条 公庫の予算及び決算に關しては、公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

(基金)
第二十二条 公庫は、第十八条第一項第一号の規定による保険の事業に關して、保険準備基金を設け、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に關する法律第十条第二号の規定により出資された六十五億円並びに附則第八条第二項に規定する中小企業信用保険特別会計の保険基金及び積立金に相當する金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

2 公庫は、第十八条第二項第二号の規定による資金の貸付の事業に關して、融資基金を設け、第四条第一項に規定する政府の一般會計からの出資金二十億円及び附則第

八条第二項に規定する中小企業信用保険特別会計の融資基金に相當する金額をもつてこれに充てるものとする。

3 前二項に規定する基金の經理に關しては、他の法律に定めるもののほか、政令の定めるところによる。

(利益及び損失の処理)
第二十三条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならぬ。ただし、次項の規定による資本金の減額がなされて

いるときは、第四条第一項に定める資本金の額に達するまで資本金に組み入れ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならぬ。

2 公庫は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金を取りくずして整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、資本金を減額して整理しなければならぬ。

3 第一項の積立金は、前項の規定により損失をうめる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4 第一項の規定による資本金への組入又は第二項の規定による資本金の減額がなされたときは、公庫の資本金は、第四条第一項の規定にかかわらず、その組入又は減額後の額に相當する額となるものとする。

(余剰金の運用等)
第二十四条 公庫は、資金運用部に預託する場合を除いては、業務上の余剰金を運用してはならない。

2 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

(會計帳簿)
第二十五条 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び經理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならぬ。

第五章 監督
(監督)
第二十六条 公庫は、主務大臣が監督する。ただし、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があるとき、公庫に對して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(役員解任)
第二十七条 主務大臣は、公庫の役員が第十二条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならぬ。

2 主務大臣は、公庫の役員が次の各号の一に該當するに至つたときは、これを解任することが出来る。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
二 刑事事件により有罪判決の言渡を受けたとき。
三 破産の宣告を受けたとき。
四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

(報告及び検査)
第二十八条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があるとき、公庫に對し、その業務に關し

報告をさせ、又はその職員に、公庫の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則
(恩給)
第二十九条 公庫の成立の際現に恩給公務員(恩給法(大正十二年法律第四十八号)に規定する公務員をいう。以下同じ。)として在職する者が、引き続き公庫の職員となり、さらに引き続き恩給公務員となつたときは、その恩給公務員に給すべき普通恩給については、公庫の職員としての在職年月数を恩給公務員としての在職年月数に通算する。

2 前項の規定は、公庫の職員となるまでの恩給公務員としての在職年月が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

3 第一項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は準用については、公庫の職員としての就職を再就職とみなす。

第三十条 公庫は、前条第一項の規定の適用を受ける公庫の職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めると

ころにより、国庫に納付するものとする。

(主務大臣)
第三十一条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び大蔵大臣とする。ただし、第二十八条第一項に規定する主務大臣の権限は、通商産業大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

第七章 罰則
第三十二条 第二十八条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号の一に該當する場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の政令に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第十八条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十四条第一項の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第二十四条第二項の規定に違反して業務に係る現金を国庫以外に預託したとき。

六 第二十六条第二項の命令に違反したとき。

第三十四条 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第七條及び第八條の規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（公庫の設立）

第二条 主務大臣は、第十條第一項の例により、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公庫の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に於て、資本金の払込の請求をしなければならない。

2 設立委員は、資本金の払込があつた日において、その事務を附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前條の事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六條 公庫は、設立の登記をすることによつて成立する。

（中小企業信用保険特別会計法の廃止）
第七條 中小企業信用保険特別会計法（昭和二十五年法律第二百六十五号）は、廃止する。

2 中小企業信用保険特別会計の昭和三十三年四月一日に始まる会計年度は、中小企業信用保険特別会計法の廃止の日の前日に終るものとする。

3 中小企業信用保険特別会計の昭和三十三年度及び昭和三十三年度の決算及び損益の処理に關しては、なお従前の例による。

（権利及び義務の承継等）
第八條 中小企業信用保険特別会計法の廃止の際現に中小企業信用保険法による保険事業及び信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）第二十條の二第一項の規定による資金の貸付の事業に關し、国が有する権利及び義務（中小企業信用保険特別会計が国の他の会計に對して有する権利及びこれに對して負う義務を含む。以下同じ。）は、公庫の成立の時に於いて公庫が承継する。

2 前項の規定により公庫が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際における中小企業信用保険特別会計の保険基金、融資基金及び積立金の合計額は、政府から公庫に出資されたものとする。

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号の二「環境衛生同業組合連合会であつて」の下に、「その直接又は間接の構成員の三分の二以上が常時三十人以下の従業員を使用する者であるものうち」を加える。

第九條中「理事五人以内」を「副總裁一人、理事四人以内」に改める。

第十條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「總裁」を「總裁及び副總裁」に、「總裁」を「總裁及び副總裁」に、「總裁が欠員」を「總裁及び副總裁が欠員」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 副總裁は、公庫を代表し、總裁が定めるところにより、總裁を補佐して公庫の業務を掌理し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員の場合はその職務を行ふ。

第十一條第二項中「理事」を「副總裁及び理事」に改める。

第十二條から第十四條までの規定中「總裁」の下に、「副總裁」を加える。

第十五條中「總裁」の下に「又は副總裁」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、小売商業特別措置法案反對に關する請願（第八十一号）（第八四一号）

一、計量法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願（第八二〇号）（第八二二号）（第八二二二号）（第八四二二号）（第八四三三三号）

一、昭和三十三年度東北開発促進計画に關する請願（第八三五五号）

第八二二二号 昭和三十三年二月十八日受理

小売商業特別措置法案反對に關する請願

請願者 岡山県磨屋町九三岡山 勤労者生活協同組合理事 長藤 藤原正

紹介議員 秋山 長造君

小売商業特別措置法案は、小売商業者の振興を図るといふ名のもとに、実は生活協同組合運動等に対する不当な規制を行ふもので、その第三條の規定は生活の合理化をめざす生協に對して不平等な方法をとり、現金による利用を禁止しようとするものである上、小売商業取扱高における生協の占める比重は〇・九パーセントにすぎず、むしろ生協の保護育成をはかるべき段階にあるに堪へず、一般消費者の自主的組織に對するこのような措置は民主的団体に對する圧迫のあらわれといわなければならないからこの法案を撤回せられたとの請願。

第八四一号 昭和三十三年二月十八日受理

小売商業特別措置法案反對に關する請願

請願者 北海道夕張市本町五ノ二 三夕張地区炭礦生活協同組合連合会長 佐々木憲一

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第八二二二号と同じである。

第八二二二号 昭和三十三年二月十八日受理

計量法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願

計量法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願

請願者 東京都千代田区神田小川町三ノ二六財団法人 日本厚生振興会理事 南手之外四名

紹介議員 大竹平八郎君

計量器は、國民生活に基準を与え、經濟の發展、文化の向上に重大なる影響を及ぼすもので、これが製造にあつては、正確度を期すため、もつとも厳重なる監督を必要とするものであるが、ひとたび、これが販売普及の面に至つては、できる限り政府監督の制限をはずし、自由に國民の各家庭に普及するようにつとむべきであると思はれるのに、今国会に提出された、計量法の一部を改正する法律案中の第五十五條の次に加えられる二項は、計量器販売方法をさらに複雑化し、かつ制限するものであるから、同法案中の「第五十五條に次の二項を加える」を削除せられるとともに、できうることならば計量器の販売の制限を撤廃せられたとの請願。

第八二二二号 昭和三十三年二月十八日受理

計量法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願

計量法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願

計量法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願

計量法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願

計量法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願

計量法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願

計量法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願

計量法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願

計量法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願

計量法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願

請願者 東京都杉並区和泉町四 四三協和体温計製作所 内 城田一江外四名 紹介議員 青柳 秀夫君 この請願の趣旨は、第八二〇号と同じ である。	第八三五号 昭和三十三年二月十八 日受理 昭和三十三年度東北開発促進計画に關 する請願 請願者 福島県議會議長 河原 田盛雄外六名 紹介議員 松澤 靖介君
第八二二号 昭和三十三年二月十八 日受理 計量法の一部を改正する法律案の一部 修正に関する請願 請願者 東京都江戸川区平井四 ノ一、二五三樋口体温 計製作所内 樋口莊治 外四名 紹介議員 大谷 贊雄君 この請願の趣旨は、第八二〇号と同じ である。	東北開発の、国家的重要性にかんが み、東北開発促進計画の作成及び昭和 三十三年度の開発事業並びに東北開発 株式会社と北海道、東北開発公庫に対 する財政投融資資金の大幅な確保を實現 せられたいとの請願。
第八四二号 昭和三十三年二月十八 日受理 計量法の一部を改正する法律案の一部 修正に関する請願 請願者 大阪府箕面市長 若林 義孝外四名 紹介議員 阿部 竹松君 この請願の趣旨は、第八二〇号と同じ である。	
第八四三号 昭和三十三年二月十九 日受理 計量法の一部を改正する法律案の一部 修正に関する請願 請願者 東京都杉並区荻窪一ノ 三五東京都遺族会内 浦口静子外四名 紹介議員 近藤 信一君 この請願の趣旨は、第八二〇号と同じ である。	